

0001 安衛法令・就業制限 > 免許・資格・就業制限 | 難易度：基礎

問題：労働安全衛生法施行令上、原則として就業制限の対象となるクレーン運転業務はどれか。

- ア．つり上げ荷重5t以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転
- イ．つり上げ荷重0.5t以上の全クレーンの運転
- ウ．つり上げ荷重1t以上の全クレーンの運転
- エ．つり上げ荷重3t以上の全クレーンの運転

答え・解説 正答：ア

ア：正しい。施行令第20条第6号は、つり上げ荷重5t以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転を就業制限業務としている。
イ：0.5t以上という基準は就業制限の5t基準ではない。
ウ：クレーン運転の就業制限基準は原則5t以上である。
エ：3tは特定機械等に関する基準であり、運転の就業制限基準とは異なる。

総合解説：クレーンの法令では、3tの特定機械等の基準と5tの運転資格基準を混同しないことが重要である。

対象：2026-09-02

0002 安衛法令・就業制限 > 免許・資格・就業制限 | 難易度：基礎

問題：デリックの運転業務について、就業制限の対象となるつり上げ荷重の基準はどれか。

- ア．0.5t以上
- イ．5t以上
- ウ．2t以上
- エ．3t以上

答え・解説 正答：イ

ア：これはデリック運転の就業制限基準ではない。
イ：正しい。つり上げ荷重5t以上のデリック運転は就業制限業務である。
ウ：2tは特定機械等としてのデリックの範囲に関する基準で、就業制限とは異なる。
エ：デリック運転の就業制限は5t以上である。

総合解説：限定なしのクレーン・デリック運転士では、クレーンとデリックの双方について資格基準を整理する必要がある。

対象：2026-09-02

0003

安衛法令・就業制限 > 免許・資格・就業制限 | 難易度：基礎

問題：つり上げ荷重4.8tの通常のクレーンを労働者に運転させる場合、法令上必要となるものはどれか。

- ア．必ずクレーン・デリック運転士免許だけが必要
- イ．玉掛け技能講習だけで運転できる
- ウ．クレーン運転の業務に係る特別教育
- エ．法令上、教育も資格も一切不要

答え・解説

正答：ウ

- ア：5t未満では免許による就業制限の対象ではなく、特別教育が基本となる。
- イ：玉掛け資格とクレーン運転資格・教育は別である。
- ウ：正しい。つり上げ荷重5t未満のクレーン運転は、クレーン等安全規則第21条の特別教育の対象である。
- エ：5t未満のクレーン運転には特別教育が必要である。

総合解説：運転資格は機械のつり上げ荷重で区分され、5t未満は特別教育、5t以上は原則として就業制限となる。

対象：2026-09-02

0004

安衛法令・就業制限 > 免許・資格・就業制限 | 難易度：標準

問題：つり上げ荷重8tの跨線テルハを労働者に運転させる場合、法令上の基本的な取扱いとして正しいものはどれか。

- ア．つり上げ荷重5t以上なので必ずクレーン・デリック運転士免許が必要
- イ．玉掛け技能講習だけで運転資格を満たす
- ウ．8tなら教育不要
- エ．クレーン運転の特別教育の対象となる。

答え・解説

正答：エ

- ア：跨線テルハは5t以上でも就業制限の対象から除かれている。
- イ：玉掛けと運転は別の業務である。
- ウ：5t以上の跨線テルハは特別教育の対象である。
- エ：正しい。つり上げ荷重5t以上の跨線テルハは、クレーン等安全規則第21条で特別教育の対象とされ、施行令第20条第6号の就業制限からは除かれている。

総合解説：跨線テルハは一般のクレーンと資格区分が異なるため、例外として覚える。

対象：2026-09-02

0005

安衛法令・就業制限 > 免許・資格・就業制限 | 難易度：標準

問題：つり上げ荷重10tの床上操作式クレーンの運転業務に就かせることができる者として、法令上適切なのはどれか。

- ア．床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
- イ．クレーン運転の特別教育だけを修了した者
- ウ．玉掛け技能講習だけを修了した者
- エ．無資格者で、経験が1年以上ある者

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。床上で運転し、運転者が荷の移動とともに移動する床上操作式クレーンは、技能講習修了者を就かせることができる。
イ：5t以上の床上操作式クレーンでは、特別教育だけでは就業制限を満たさない。
ウ：玉掛け技能講習は運転の資格ではない。
エ：経験のみでは法定資格に代わらない。

総合解説：5t以上の一般クレーンは免許が原則だが、床上操作式クレーンには技能講習による例外がある。

対象：2026-09-02

0006

安衛法令・就業制限 > 免許・資格・就業制限 | 難易度：標準

問題：労働安全衛生法第61条の就業制限について正しいものはどれか。

- ア．事業者だけに義務があり、無資格者本人には制限がない。
- イ．事業者が無資格者を就かせてはならないだけでなく、資格を有しない者自身もその業務を行ってはならない。
- ウ．本人が希望すれば、事業者の許可だけで無資格運転できる。
- エ．資格制限は玉掛けだけにあり、クレーン運転にはない。

答え・解説

正答：イ

ア：第61条第2項により、資格を有しない者自身も業務を行ってはならない。
イ：正しい。第61条第1項は事業者側、第2項は資格を有しない者側の禁止を定めている。
ウ：事業者の社内許可は法定資格の代わりにならない。
エ：クレーン運転は代表的な就業制限業務である。

総合解説：就業制限は、事業者の配置責任と作業者本人の業務禁止の双方から規制している。

対象：2026-09-02

0007

安衛法令・就業制限 > 免許・資格・就業制限 | 難易度：標準

問題：就業制限業務に適法に従事できる者が、その業務を行うときの資格証明書について正しいものはどれか。

- ア．事業所の金庫に保管してあれば、本人の携帯は不要と法律で定められている。
- イ．資格取得後1年間だけ携帯すればよい。
- ウ．免許証その他その資格を証する書面を携帯しなければならない。
- エ．携帯義務は玉掛け業務にはあるがクレーン運転にはない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：法は業務従事時の携帯を求めている。
- イ：そのような期間限定ではない。
- ウ：正しい。労働安全衛生法第61条第3項は、就業制限業務に従事する際の資格証明書の携帯を求めている。
- エ：就業制限業務に従事する者に共通する規定である。

総合解説：資格を保有していることと、業務中に資格証明書を携帯することは別の法的要件である。

対象：2026-09-02

0008

安衛法令・就業制限 > 免許・資格・就業制限 | 難易度：標準

問題：クレーン・デリック運転士免許を与える行政機関として正しいものはどれか。

- ア．市町村長
- イ．警察署長
- ウ．クレーンの製造者
- エ．都道府県労働局長

答え・解説

正答：エ

- ア：労働安全衛生法上の免許交付主体ではない。
- イ：クレーン・デリック運転士免許の交付主体ではない。
- ウ：製造者が法定免許を交付するものではない。
- エ：正しい。クレーン等安全規則では、一定の試験合格者等に対して都道府県労働局長が免許を与える。

総合解説：試験実施機関と免許交付主体は同一とは限らず、免許は都道府県労働局長が与える。

対象：2026-09-02

0009 安衛法令・就業制限 > 免許・資格・就業制限 | 難易度：標準

問題：クレーン運転の就業制限を判定するとき、5tの基準として用いるのはどれか。

- ア．つり上げ荷重
- イ．その日に実際につる荷の重量
- ウ．フックの自重
- エ．その作業時の定格速度

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。施行令第20条第6号は「つり上げ荷重が5t以上のクレーン」を基準としている。
- イ：実荷重が軽くても、資格区分は機械のつり上げ荷重で判定する。
- ウ：資格区分の5t基準ではない。
- エ：速度は資格区分の基準ではない。

総合解説：法令上の資格区分では、実際の荷の重さではなく機械の「つり上げ荷重」を確認する。

対象：2026-09-02

0010 安衛法令・就業制限 > 免許・資格・就業制限 | 難易度：応用

問題：つり上げ荷重3tのクレーンを運転する者として、クレーン・デリック運転士免許を受けた者を就かせることについて正しいものはどれか。

- ア．5t未満のクレーンは免許保有者が運転してはならない。
- イ．法令上可能である。
- ウ．3tのクレーンは玉掛け技能講習修了者だけが運転できる。
- エ．3tのクレーンは誰でも教育なしで運転できる。

答え・解説 正答：イ

- ア：免許保有者を排除する規定ではない。
- イ：正しい。免許は特別教育より上位の資格として運転業務に対応できる。3tだから免許保有者が運転できないという制限はない。
- ウ：玉掛け技能講習は運転資格ではない。
- エ：5t未満のクレーン運転は特別教育の対象である。

総合解説：資格区分の下限は、上位資格者の運転を禁止する趣旨ではない。

対象：2026-09-02

0011 安衛法令・就業制限 > 免許・資格・就業制限 | 難易度：標準

問題：クレーン・デリック運転士免許（限定なし）について最も適切な説明はどれか。

- ア．デリックだけを運転でき、クレーンは運転できない。
- イ．床上運転式クレーンだけに限定される。
- ウ．クレーンとデリックの双方について、免許が必要となる運転業務に対応する免許である。
- エ．移動式クレーンも同じ免許で運転できる。

答え・解説 正答：ウ

- ア：限定なし免許はクレーンとデリックの双方を対象とする。
- イ：それは限定免許の一類型であり、限定なしとは異なる。
- ウ：正しい。限定なし免許はクレーンだけに限定されず、デリックも対象とする。
- エ：移動式クレーンは別の移動式クレーン運転士免許の対象である。

総合解説：試験名の「限定なし」は、クレーン限定・床上運転式クレーン限定などと区別するための重要な概念である。

対象：2026-09-02

0012 安衛法令・就業制限 > 免許・資格・就業制限 | 難易度：応用

問題：つり上げ荷重12tの通常の天井クレーンと、つり上げ荷重4tのクレーンを同じ労働者に運転させたい。最も適切な資格・教育の考え方はどれか。

- ア．4tクレーンの特別教育だけで12tクレーンも運転できる。
- イ．玉掛け技能講習だけで両方のクレーンを運転できる。
- ウ．12tクレーンは資格不要だが、4tクレーンだけ免許が必要。
- エ．クレーン・デリック運転士免許を受けた者であれば、両方の運転業務に対応できる。

答え・解説 正答：エ

- ア：特別教育だけでは5t以上の通常クレーンの就業制限を満たさない。
- イ：玉掛け資格は運転資格ではない。
- ウ：資格区分が逆である。
- エ：正しい。12tの通常クレーンは就業制限の対象で免許が必要であり、その免許保有者は4tクレーンも運転できる。

総合解説：複数機械を扱う場合は、最も厳しい資格要件を満たす上位資格でカバーできるかを確認する。

対象：2026-09-02

0013

安衛法令・就業制限 > 事業者の責務・作業者の遵守事項 | 難易度：基礎

問題：労働安全衛生法第20条に基づく事業者の基本的な義務として正しいものはどれか。

- ア．機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じる。
- イ．事故が起きた後だけ対策すればよく、事前の危険防止措置は不要。
- ウ．安全措置は運転者個人だけの責任で、事業者には義務がない。
- エ．機械の危険は労働安全衛生法の対象外。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。クレーンは機械設備であり、事業者には機械による危険防止措置が求められる。
- イ：法は危険を防止するため必要な措置を事前に求めている。
- ウ：事業者に危険防止措置義務がある。
- エ：法第20条が明示的に対象としている。

総合解説：安全衛生法は、事故後の対応だけでなく、事業者に予防的な危険防止措置を求めている。

対象：2026-09-02

0014

安衛法令・就業制限 > 事業者の責務・作業者の遵守事項 | 難易度：基礎

問題：クレーンを用いる荷役作業の作業方法から生ずる危険について、労働安全衛生法上の考え方として正しいものはどれか。

- ア．荷役方法による危険は作業者の自己責任だけである。
- イ．事業者は、荷役等の作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- ウ．荷役作業は機械を使わない場合だけ規制される。
- エ．荷の重量が5t未満なら危険防止措置は不要。

答え・解説

正答：イ

- ア：事業者にも法的な危険防止義務がある。
- イ：正しい。法第21条は荷役等の作業方法から生ずる危険の防止を求めている。
- ウ：クレーンを使う荷役も当然対象となる。
- エ：危険防止義務にそのような一般的免除はない。

総合解説：クレーン事故は機械自体の故障だけでなく、作業方法や人の配置からも発生するため、双方が規制される。

対象：2026-09-02

0015

安衛法令・就業制限 > 事業者の責務・作業者の遵守事項 | 難易度：基礎

問題：事業者が法令に基づく安全措置を講じた場合、同じ場所で作業に従事する者の遵守について正しいものはどれか。

- ア．労働者は安全措置を自由に無視できる。
- イ．遵守義務は事業者だけにあり、作業者には一切ない。
- ウ．必要な事項を守らなければならない。
- エ．資格を持っていれば安全措置に従う必要はない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：法令上、必要な事項を守る義務がある。
- イ：作業者側にも遵守義務が定められている。
- ウ：正しい。現行の労働安全衛生法第26条は、労働者だけでなく一定の労働者以外の作業従事者にも、事業者の措置に応じた遵守を求めている。
- エ：資格保有の有無に関係なく安全措置を守る必要がある。

総合解説：2026年の現行法では、同一場所で作業する一定の非労働者にも安全措置への遵守が拡張されている点に注意する。

対象：2026-09-02

0016

安衛法令・就業制限 > 事業者の責務・作業者の遵守事項 | 難易度：標準

問題：つり上げ荷重8tの通常クレーンを運転させる際の事業者の対応として正しいものはどれか。

- ア．経験が長ければ無資格者を配置してよい。
- イ．忙しい日だけ無資格者に運転させてもよい。
- ウ．玉掛け資格があれば運転資格は不要。
- エ．法定資格を有する者を運転業務に就かせる。

答え・解説

正答：エ

- ア：経験だけで法定資格要件を代替できない。
- イ：一時的であっても就業制限に反する。
- ウ：玉掛けと運転は別の資格区分である。
- エ：正しい。就業制限業務には免許等の必要資格を有する者を配置しなければならない。

総合解説：事業者は資格の有無を確認し、就業制限業務へ適格者を配置する責任を負う。

対象：2026-09-02

0017

安衛法令・就業制限 > 事業者の責務・作業者の遵守事項 | 難易度：標準

問題：外れ止め装置を備えたフックを持つクレーンで荷をつり上げる場合、事業者の措置として正しいものはどれか。

- ア．外れ止め装置を使用させる。
- イ．外れ止め装置は備えていても、常に開放して使用する。
- ウ．外れ止め装置は玉掛け資格がない場合だけ使用する。
- エ．定格荷重以下なら外れ止め装置は使ってはならない。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。クレーン等安全規則第20条の2は、外れ止め装置を具備するクレーンで荷をつる際、その装置を使用することを求めている。
- イ：装置を備えるクレーンでは使用しなければならない。
- ウ：資格の有無に関係なく適用される。
- エ：そのような規定ではない。

総合解説：安全装置は備え付けるだけでなく、作業時に正しく使用することが重要である。

対象：2026-09-02

0018

安衛法令・就業制限 > 事業者の責務・作業者の遵守事項 | 難易度：標準

問題：事業者がクレーン運転の合図者を指名し、一定の合図を定めた。作業に従事する者の対応として正しいものはどれか。

- ア．各自が独自の合図を使ってよい。
- イ．定められた合図に従う。
- ウ．運転者以外は合図を無視してよい。
- エ．資格保有者だけは合図に従わなくてよい。

答え・解説

正答：イ

- ア：合図の統一が崩れ、法令の趣旨にも反する。
- イ：正しい。クレーン等安全規則第25条は、作業従事者に定められた合図に従うことを求めている。
- ウ：作業に従事する者は合図に従う必要がある。
- エ：資格の有無に関係なく作業上の合図に従う。

総合解説：合図制度は複数人作業の意思疎通を統一し、誤操作を防止するための基本ルールである。

対象：2026-09-02

0019

安衛法令・就業制限 > 事業者の責務・作業者の遵守事項 | 難易度：標準

問題：クレーン運転者が荷をつった状態で短時間だけ運転位置を離れようとしている。法令上正しい判断はどれか。

- ア．1分以内なら離れてよい。
- イ．定格荷重の半分以下なら離れてよい。
- ウ．離れてはならない。
- エ．玉掛け者が近くにいれば離れてよい。

答え・解説

正答：ウ

- ア：時間の長短による一般的例外はない。
- イ：荷重の割合による例外はない。
- ウ：正しい。事業者は運転者を荷をつったまま離れさせてはならず、運転者自身も離れてはならない。
- エ：玉掛け者の存在は運転位置離脱の許可条件ではない。

総合解説：この規定は事業者側と運転者側の双方に義務を課している。

対象：2026-09-02

0020

安衛法令・就業制限 > 事業者の責務・作業者の遵守事項 | 難易度：標準

問題：法定の自主検査でブレーキの異常を認めた。事業者の対応として正しいものはどれか。

- ア．次回の年次検査までそのまま使用する。
- イ．記録だけ残せば補修は不要。
- ウ．運転者に注意を促すだけで使用を続ける。
- エ．直ちに補修する。

答え・解説

正答：エ

- ア：異常を認めた場合は直ちに補修する必要がある。
- イ：記録と補修は別の義務である。
- ウ：異常機器の補修が必要である。
- エ：正しい。クレーン等安全規則第39条は、自主検査又は点検で異常を認めた場合の直ちの補修を求めている。

総合解説：点検制度は異常を見つけるだけでなく、発見した異常を是正して安全状態へ戻すことまで含む。

対象：2026-09-02

0021 安衛法令・就業制限 > 事業者の責務・作業者の遵守事項 | 難易度：基礎

問題：強風のためクレーン作業の実施に危険が予想される。事業者の対応として正しいものはどれか。

- ア．作業を中止する。
- イ．運転者が熟練者なら必ず作業を続ける。
- ウ．定格荷重以下の荷なら強風でも必ず作業を続けられる。
- エ．風速の記録だけ残せば作業継続できる。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。クレーン等安全規則第31条の2は、強風により危険が予想されるとき作業中止を義務付けている。
- イ：熟練度にかかわらず危険が予想されるなら中止が必要である。
- ウ：定格荷重以内でも風による危険は別に存在する。
- エ：危険が予想される場合は作業を中止する。

総合解説：安全義務は機械能力だけでなく、風など作業環境による危険にも及ぶ。

対象：2026-09-02

0022 安衛法令・就業制限 > 事業者の責務・作業者の遵守事項 | 難易度：応用

問題：クレーン作業で事業者が立入禁止区域を設定し、合図者を指名した場合の法令上の関係として最も適切なものはどれか。

- ア．事業者が措置を講じた時点で、作業者は自由に行動してよい。
- イ．事業者は必要な安全措置を講じ、作業者は立入禁止や合図など定められた安全上の事項を守る必要がある。
- ウ．作業者が注意すれば、事業者は立入禁止措置を講じなくてよい。
- エ．資格保有者には立入禁止規定が適用されない。

答え・解説 正答：イ

- ア：作業者にも必要事項を守る義務がある。
- イ：正しい。安全確保は事業者の措置義務だけで完結せず、作業者側にも遵守義務がある。
- ウ：事業者の法定措置を作業者の注意だけで代替できない。
- エ：資格保有者も安全措置に従う必要がある。

総合解説：法令は、設備・作業方法の安全化と、現場でのルール遵守を組み合わせることで災害防止を図っている。

対象：2026-09-02

0023

安衛法令・就業制限 > 玉掛け資格・特別教育 | 難易度：基礎

問題：クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け業務で、原則として玉掛け技能講習修了等の資格が必要となる基準はどれか。

- ア．実際につる荷が1t以上のときだけ
- イ．つり上げ荷重0.5t以上
- ウ．つり上げ荷重1t以上
- エ．つり上げ荷重5t以上

答え・解説

正答：ウ

- ア：基準は実荷重ではなく、使用するクレーン等のつり上げ荷重である。
- イ：玉掛け就業制限の基準は1t以上である。
- ウ：正しい。つり上げ荷重1t以上のクレーン等の玉掛けは就業制限業務となる。
- エ：5tはクレーン運転の就業制限に係る基準である。

総合解説：玉掛け資格の1t基準と、クレーン運転資格の5t基準を区別する。

対象：2026-09-02

0024

安衛法令・就業制限 > 玉掛け資格・特別教育 | 難易度：基礎

問題：つり上げ荷重0.8tのクレーンで玉掛け作業を労働者に行わせる場合、法令上必要な教育はどれか。

- ア．必ず玉掛け技能講習だけが必要
- イ．クレーン運転特別教育だけで玉掛け教育も自動的に不要
- ウ．教育は一切不要
- エ．玉掛けの業務に係る特別教育

答え・解説

正答：エ

- ア：1t未満では特別教育が法令上の基本要件である。
- イ：運転と玉掛けは別業務であり、所定の教育・資格を確認する必要がある。
- ウ：1t未満でも玉掛け特別教育が必要である。
- エ：正しい。つり上げ荷重1t未満のクレーン等の玉掛けは特別教育の対象である。

総合解説：1t未満は無資格ではなく、特別教育という教育要件がある。

対象：2026-09-02

0025

安衛法令・就業制限 > 玉掛け資格・特別教育 | 難易度：標準

問題：つり上げ荷重5tのクレーンで、実際には300kgの荷だけを玉掛けする。玉掛け作業者の資格について正しいものはどれか。

- ア．原則として玉掛け技能講習修了等の資格が必要である。
- イ．実荷重が1t未満なので玉掛け特別教育だけで必ず足りる。
- ウ．300kgなら教育も資格も不要。
- エ．クレーン運転免許があれば玉掛け資格は常に不要。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。玉掛けの資格区分は実際の荷の重量ではなく、使用するクレーン等のつり上げ荷重で判定する。
- イ：使用するクレーンのつり上げ荷重が1t以上なので就業制限の対象である。
- ウ：機械能力基準で判断するため誤りである。
- エ：運転免許と玉掛け資格は別の業務資格である。

総合解説：問題文で『荷の重量』と『つり上げ荷重』を意図的に入れ替える出題に注意する。

対象：2026-09-02

0026

安衛法令・就業制限 > 玉掛け資格・特別教育 | 難易度：標準

問題：玉掛けの業務に係る特別教育の学科科目に含まれるものはどれか。

- ア．自動車運転免許の学科だけ
- イ．クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識
- ウ．溶接材料の化学分析だけ
- エ．建築確認申請の作成実務だけ

答え・解説

正答：イ

- ア：玉掛け特別教育の科目ではない。
- イ：正しい。特別教育にはクレーン等の知識、力学、玉掛け方法、関係法令が含まれる。
- ウ：玉掛け特別教育の所定科目ではない。
- エ：玉掛け業務の特別教育科目ではない。

総合解説：玉掛けは単なるロープの掛け方だけでなく、力学・機械知識・法令を含む教育体系となっている。

対象：2026-09-02

0027 安衛法令・就業制限 > 玉掛け資格・特別教育 | 難易度：標準

問題：玉掛けの業務に係る特別教育の実技に含まれるものとして正しいものはどれか。

- ア．クレーンの製造溶接だけ
- イ．電動機の巻線交換だけ
- ウ．クレーン等の玉掛け及び運転のための合図
- エ．大型自動車の路上運転だけ

答え・解説 正答：ウ

- ア：玉掛け特別教育の実技科目ではない。
- イ：玉掛けの実技とは異なる。
- ウ：正しい。特別教育には実際の玉掛けと、手・小旗等を用いる合図の実技が含まれる。
- エ：玉掛け特別教育の実技ではない。

総合解説：玉掛けでは、荷の掛け方と運転者への正しい合図を一体として習得する。

対象：2026-09-02

0028 安衛法令・就業制限 > 玉掛け資格・特別教育 | 難易度：標準

問題：つり上げ荷重10tの天井クレーン作業で、一人が運転し、別の一人が玉掛けする。資格確認として最も適切なものはどれか。

- ア．運転者に免許があれば、玉掛け者は無資格でよい。
- イ．玉掛け者に技能講習資格があれば、運転者は無資格でよい。
- ウ．二人のうちどちらか一人が資格を持っていれば足りる。
- エ．運転者には運転の法定資格、玉掛け者には玉掛けの法定資格をそれぞれ確認する。

答え・解説 正答：エ

- ア：玉掛け業務にも独立した資格要件がある。
- イ：運転業務にも資格要件がある。
- ウ：担当する各業務について適格者が必要である。
- エ：正しい。運転と玉掛けは別の就業制限業務であり、担当業務ごとに資格要件がある。

総合解説：現場の『チームに資格者がいる』だけでは足りず、実際に各業務を行う者が資格を有している必要がある。

対象：2026-09-02

0029

安衛法令・就業制限 > 玉掛け資格・特別教育 | 難易度：応用

問題：玉掛け技能講習を修了した者が、つり上げ荷重0.8tのクレーンで玉掛け作業を行うことについて最も適切なものはどれか。

- ア．法令上、その者は玉掛け作業に従事できる。
- イ．技能講習修了者は1t以上しか扱えず、1t未満の玉掛けは禁止される。
- ウ．技能講習修了者でも、0.8tでは無資格者扱いになる。
- エ．0.8tの玉掛けは誰でも教育なしで行える。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。技能講習修了者は1t以上の就業制限業務に対応できる資格であり、1t未満の玉掛け作業を禁止されるものではない。
- イ：上位資格者を1t未満作業から排除する規定ではない。
- ウ：技能講習資格が失われるわけではない。
- エ：1t未満は特別教育の対象である。

総合解説：上位資格で下位区分の作業に従事することは可能という整理が重要である。

対象：2026-09-02

0030

安衛法令・就業制限 > 玉掛け資格・特別教育 | 難易度：応用

問題：つり上げ荷重0.8tのクレーンで、一人の労働者が運転と玉掛けの両方を担当する。法令上の教育について最も適切な考え方はどれか。

- ア．クレーン運転の特別教育だけで玉掛けの教育は必ず不要になる。
- イ．クレーン運転と玉掛けの双方について、それぞれ必要な特別教育の要件を満たす必要がある。
- ウ．玉掛け特別教育だけでクレーン運転もできる。
- エ．0.8tなので両方とも教育不要。

答え・解説

正答：イ

- ア：運転と玉掛けは別業務なので、それぞれの要件を確認する。
- イ：正しい。0.8tクレーンの運転も玉掛けもそれぞれ特別教育の対象となる。
- ウ：玉掛け教育は運転教育の代替ではない。
- エ：1t未満でも法定特別教育がある。

総合解説：同一人物が複数業務を兼ねる場合でも、業務ごとの教育・資格要件は消えない。

対象：2026-09-02

0031 クレーンの設置・検査 > 製造・設置・落成検査 | 難易度：基礎

問題：労働安全衛生法施行令上、特定機械等としてクレーンの製造許可等の対象となる基準として正しいものはどれか。

- ア．つり上げ荷重0.5t以上のすべてのクレーン
- イ．つり上げ荷重5t以上のすべてのクレーン
- ウ．つり上げ荷重3t以上のクレーン（スタッカー式クレーンは1t以上）
- エ．定格荷重10t以上のクレーンだけ

答え・解説 正答：ウ

- ア：0.5t以上3t未満は別の規格対象区分であり、特定機械等の3t基準とは異なる。
- イ：5tは運転の就業制限に関係する基準である。
- ウ：正しい。施行令第12条は、クレーンでは3t以上、スタッカー式クレーンでは1t以上を特定機械等としている。
- エ：基準は定格荷重10tではなく、つり上げ荷重で定められる。

総合解説：製造・設置検査の3t基準と、運転資格の5t基準を分けて覚える。

対象：2026-09-02

0032 クレーンの設置・検査 > 製造・設置・落成検査 | 難易度：基礎

問題：製造許可対象のクレーンを製造しようとする者が、原則としてあらかじめ許可を受ける相手はどれか。

- ア．市町村長
- イ．所轄警察署長
- ウ．クレーンを使用する現場の玉掛け者
- エ．事業場所在地を管轄する都道府県労働局長

答え・解説 正答：エ

- ア：クレーン等安全規則上の製造許可権者ではない。
- イ：製造許可を行う機関ではない。
- ウ：行政上の許可主体ではない。
- エ：正しい。クレーン等安全規則第3条は、所轄都道府県労働局長の許可を求めている。

総合解説：製造許可は都道府県労働局長、設置届・落成検査などは所轄労働基準監督署長が中心となる。

対象：2026-09-02

0033 クレーンの設置・検査 > 製造・設置・落成検査 | 難易度：基礎

問題：すでに製造許可を受けているクレーンと型式が同一のクレーンを製造する場合の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア．クレーン等安全規則第3条の製造許可については、許可型式クレーンとして新たな許可を要しない。
- イ．型式が同一でも毎回必ず別の製造許可が必要。
- ウ．型式が同一なら設置届や検査もすべて不要。
- エ．型式が同一なら構造規格に適合しなくてもよい。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。同一型式の許可型式クレーンは、第3条のただし書により個別の新規製造許可を要しない。
- イ：規則に許可型式クレーンの例外がある。
- ウ：製造許可の例外と設置・検査手続は別である。
- エ：型式同一でも安全規格への適合が不要になるわけではない。

総合解説：一つの手続の例外が他の法定手続まで自動的に免除するわけではない点に注意する。

対象：2026-09-02

0034 クレーンの設置・検査 > 製造・設置・落成検査 | 難易度：標準

問題：つり上げ荷重5tの天井クレーンを事業場に設置しようとする。原則として事業者が行う手続はどれか。

- ア．クレーン設置報告書だけを市町村へ提出する。
- イ．クレーン設置届を所轄労働基準監督署長に提出する。
- ウ．設置後に運転者が口頭で報告すればよい。
- エ．免許保有者が運転するなら設置手続は不要。

答え・解説 正答：イ

- ア：5tは3t以上の特定機械等であり、設置届の対象である。
- イ：正しい。特定機械等に該当するクレーンの設置では、規則第5条による設置届が必要となる。
- ウ：所定の設置届等の書面手続が必要である。
- エ：運転資格と機械の設置手続は別である。

総合解説：機械側の設置・検査制度と、人側の運転資格制度を別々に確認する。

対象：2026-09-02

0035

クレーンの設置・検査 > 製造・設置・落成検査 | 難易度：標準

問題：スタッカー式ではない、つり上げ荷重2tのクレーンを設置しようとする場合の手続として正しいものはどれか。

- ア．3t未満なので法令上の設置関係手続は一切ない。
- イ．必ず製造許可対象としてクレーン設置届を提出する。
- ウ．あらかじめクレーン設置報告書を所轄労働基準監督署長に提出する。
- エ．運転特別教育の修了証だけを提出する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：0.5t以上3t未満には設置報告制度がある。
- イ：2tの通常クレーンは3t以上の特定機械等ではない。
- ウ：正しい。0.5t以上3t未満の通常クレーンは施行令第13条第3項第14号に該当し、規則第11条の設置報告の対象である。
- エ：教育修了証は機械の設置報告に代わらない。

総合解説：0.5t以上3t未満は『設置報告』、3t以上は『設置届 + 落成検査』という区分を押さえる。

対象：2026-09-02

0036

クレーンの設置・検査 > 製造・設置・落成検査 | 難易度：標準

問題：クレーン設置届に添付するものとして法令上適切なものはどれか。

- ア．運転者の健康診断結果だけ
- イ．玉掛け者の給与明細だけ
- ウ．製造会社の広告パンフレットだけ
- エ．クレーン明細書、組立図、構造部分の強度計算書など

答え・解説

正答：エ

- ア：設置届の主要添付書類ではない。
- イ：設置の構造審査に必要な書類ではない。
- ウ：法定の明細書・組立図・強度計算書等が必要である。
- エ：正しい。規則第5条は、明細書・組立図・種類に応じた構造部分の強度計算書等を求めている。

総合解説：設置届では、機械の構造、安全性、設置状況を行政が確認できる技術資料が必要となる。

対象：2026-09-02

0037 クレーンの設置・検査 > 製造・設置・落成検査 | 難易度：標準

問題：設置したクレーンの落成検査を原則として行う行政機関はどれか。

- ア．所轄労働基準監督署長
- イ．都道府県知事
- ウ．市町村消防長
- エ．運転者本人

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。規則第6条により、設置者は所轄労働基準監督署長の検査を受ける。
- イ：クレーン等安全規則上の落成検査主体ではない。
- ウ：落成検査の法定主体ではない。
- エ：運転者が行政検査を代行するものではない。

総合解説：製造許可の都道府県労働局長と、落成検査の労働基準監督署長を区別する。

対象：2026-09-02

0038 クレーンの設置・検査 > 製造・設置・落成検査 | 難易度：標準

問題：定格荷重40tのクレーンの落成検査で行う荷重試験の試験荷重は原則として何tか。

- ア．40t
- イ．50t
- ウ．48t
- エ．50.8t

答え・解説 正答：イ

- ア：これは定格荷重そのもので、落成検査の1.25倍荷重試験ではない。
- イ：正しい。定格荷重の1.25倍なので $40 \times 1.25 = 50\text{t}$ 。
- ウ：1.2倍で計算している。
- エ：安定度試験の1.27倍に相当し、荷重試験とは異なる。

総合解説：落成検査の荷重試験は原則1.25倍、安定度試験は1.27倍である。

対象：2026-09-02

0039

クレーンの設置・検査 > 製造・設置・落成検査 | 難易度：応用

問題：定格荷重300tのクレーンの落成検査で行う荷重試験の荷重は、法令上何tか。

- ア．375t
- イ．381t
- ウ．350t
- エ．300t

答え・解説

正答：ウ

ア：1.25倍で計算しているが、200t超には+50tの特例がある。
イ：1.27倍で計算した値で、安定度試験の考え方とも異なる。
ウ：正しい。定格荷重が200tを超える場合、荷重試験は定格荷重に50tを加えた荷重を用いる。
エ：落成検査の荷重試験としては定格荷重そのものではない。

総合解説：200t超の落成荷重試験では、1.25倍ではなく定格荷重+50tという特例を用いる。

対象：2026-09-02

0040

クレーンの設置・検査 > 製造・設置・落成検査 | 難易度：応用

問題：クレーンの落成検査における安定度試験について正しいものはどれか。

- ア．すべてのクレーンで必ず定格荷重の1.25倍で安定度試験を行う。
- イ．安定度試験は無負荷で行う。
- ウ．安定度試験では逸走防止装置等を必ず作用させて最も有利な条件にする。
- エ．原則として定格荷重の1.27倍の荷で最も不利な条件で地切りし、転倒のおそれのない天井クレーン等では安定度試験を行わない。

答え・解説

正答：エ

ア：1.25倍は荷重試験であり、安定度試験は原則1.27倍。転倒しないクレーンには例外もある。
イ：荷をつって地切りする試験である。
ウ：規則では逸走防止装置、レールクランプ等を作用させない。
エ：正しい。規則第6条は安定度試験を1.27倍で行い、天井クレーン・橋形クレーン等の転倒のおそれのないクレーンでは荷重試験のみとしている。

総合解説：荷重試験は機能・強度、安定度試験は転倒安定性を確認するという目的の違いも押さえる。

対象：2026-09-02

0041 クレーンの設置・検査 > 検査証・性能検査・変更・使用再開 | 難易度：基礎

問題：クレーン検査証が交付される代表的な場合として正しいものはどれか。

- ア．落成検査に合格したクレーン
- イ．設置届を出しただけで、検査結果に関係なく必ず交付される。
- ウ．運転免許を持つ者が一人いれば機械の検査なしで交付される。
- エ．玉掛け技能講習を修了すると機械に交付される。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格したクレーン等に検査証を交付する。
- イ：落成検査に合格することが基本である。
- ウ：人の資格と機械の検査証は別制度である。
- エ：技能講習は作業者の資格であり、機械の検査証ではない。

総合解説：検査証はクレーンという機械の検査適合を示すもので、運転者の免許証とは別である。

対象：2026-09-02

0042 クレーンの設置・検査 > 検査証・性能検査・変更・使用再開 | 難易度：基礎

問題：落成検査後に交付されるクレーン検査証の有効期間について正しいものはどれか。

- ア．必ず1年で、例外はない。
- イ．原則2年で、落成検査の結果により2年未満とすることができる。
- ウ．必ず3年で、短縮できない。
- エ．有効期間は設定されない。

答え・解説 正答：イ

- ア：原則2年である。
- イ：正しい。規則第10条は有効期間を2年とし、落成検査結果による短縮を認めている。
- ウ：落成時は原則2年で、結果により2年未満もあり得る。
- エ：検査証には有効期間がある。

総合解説：落成時の有効期間と、性能検査後の更新期間のルールは少し異なる。

対象：2026-09-02

0043 クレーンの設置・検査 > 検査証・性能検査・変更・使用再開 | 難易度：基礎

問題：クレーンの性能検査で行うものとして正しいものはどれか。

- ア．運転者の筆記試験だけ
- イ．玉掛け者の実技試験だけ
- ウ．各部分の構造・機能の点検と荷重試験
- エ．外観写真の提出だけで荷重試験は行わない。

答え・解説 正答：ウ

- ア：性能検査は機械に対する検査である。
- イ：作業者資格試験ではない。
- ウ：正しい。規則第40条は、構造及び機能の点検に加えて荷重試験を行う。
- エ：法令上、原則として荷重試験を行う。

総合解説：性能検査は検査証の有効期間更新に関係する、機械側の定期的な法定検査である。

対象：2026-09-02

0044 クレーンの設置・検査 > 検査証・性能検査・変更・使用再開 | 難易度：標準

問題：クレーン性能検査の荷重試験について正しいものはどれか。

- ア．必ず定格荷重の1.27倍で地切りだけを行う。
- イ．無負荷で警報器だけを確認する。
- ウ．定格荷重の2倍をつって最大速度で運転する。
- エ．定格荷重に相当する荷をつり、つり上げ・走行・旋回・横行等を定格速度で行う。

答え・解説 正答：エ

- ア：これは落成時の安定度試験に関する内容である。
- イ：性能検査の荷重試験には定格荷重相当の荷を用いる。
- ウ：そのような試験条件ではない。
- エ：正しい。性能検査では年次自主検査の荷重試験方法が準用される。

総合解説：落成検査の1.25倍荷重試験と、性能検査の定格荷重相当の荷重試験を区別する。

対象：2026-09-02

0045 クレーンの設置・検査 > 検査証・性能検査・変更・使用再開 | 難易度：標準

問題：性能検査に合格したクレーンの検査証有効期間の更新について正しいものはどれか。

- ア．性能検査の結果により、2年未満又は2年を超え3年以内の期間とすることができる。
- イ．更新後は必ず5年となる。
- ウ．性能検査後も必ず2年ちょうどで変更できない。
- エ．合格しても有効期間は更新されない。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。規則第43条は、性能検査結果により更新期間を2年未満又は2年超3年以内とすることを認めている。
- イ：法令上そのような一律5年ではない。
- ウ：検査結果により期間を調整できる。
- エ：性能検査合格により検査証の有効期間を更新する。

総合解説：『落成時は原則2年、性能検査更新では結果により最大3年以内』という差を整理する。

対象：2026-09-02

0046 クレーンの設置・検査 > 検査証・性能検査・変更・使用再開 | 難易度：標準

問題：クレーン変更届の対象として規則第44条に列挙されているものはどれか。

- ア．運転者の制服の色
- イ．原動機
- ウ．事業場の休憩室の椅子
- エ．玉掛け者の氏名だけ

答え・解説 正答：イ

- ア：クレーン本体の変更届対象ではない。
- イ：正しい。構造部分、原動機、ブレーキ、つり上げ機構、ワイヤロープ・つりチェーン、つり具等が変更届対象として列挙されている。
- ウ：クレーン変更届の対象ではない。
- エ：機械部分の変更ではない。

総合解説：変更届は主要な構造・駆動・制動・つり上げ系の変更を行政に届け出る制度である。

対象：2026-09-02

0047

クレーンの設置・検査 > 検査証・性能検査・変更・使用再開 | 難易度：標準

問題：クレーン変更届の対象のうち、規則第45条により原則として変更検査を受けることになる変更はどれか。

- ア．運転者の交替
- イ．作業日の変更
- ウ．クレーンガードやジブなどの構造部分の変更
- エ．運転室内の掲示物の差替えだけ

答え・解説

正答：ウ

- ア：機械の構造部分の変更ではない。
- イ：変更検査対象の機械変更ではない。
- ウ：正しい。第45条は、第44条第1号の構造部分に変更を加えた者に変更検査を求めている。
- エ：第44条第1号の構造部分変更ではない。

総合解説：『変更届の対象』と『変更検査が必要となる変更』は完全に同一ではない点が重要である。

対象：2026-09-02

0048

クレーンの設置・検査 > 検査証・性能検査・変更・使用再開 | 難易度：標準

問題：クレーンの変更検査に合格した場合、検査証の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア．検査証は必ず破棄され、資格証明書へ変わる。
- イ．検査結果は口頭通知だけで検査証には何も記載されない。
- ウ．運転者の免許証に機械変更内容を記載する。
- エ．検査期日、変更部分、検査結果について検査証に裏書される。

答え・解説

正答：エ

- ア：変更検査後は検査証への裏書が行われる。
- イ：法令上、検査証に裏書を行う。
- ウ：機械の変更はクレーン検査証で管理する。
- エ：正しい。規則第47条は変更検査後のクレーン検査証への裏書を定めている。

総合解説：人の免許証と機械の検査証を混同しない。

対象：2026-09-02

0049

クレーンの設置・検査 > 検査証・性能検査・変更・使用再開 | 難易度：応用

問題：クレーンの使用を休止し、その休止期間が現在のクレーン検査証の有効期間満了後まで続く予定である。原則として必要な対応はどれか。

- ア．検査証の有効期間中に、休止する旨を所轄労働基準監督署長へ報告する。
- イ．有効期間が切れた後に初めて報告すればよい。
- ウ．休止なら行政への手続は一切不要。
- エ．運転者の免許証を返納すれば機械の休止報告は不要。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。規則第48条は、有効期間を超えて休止する場合の休止報告を定めている。
- イ：報告は検査証の有効期間中に行う。
- ウ：有効期間を超える休止には報告規定がある。
- エ：人の免許と機械の休止手続は別である。

総合解説：休止報告は、検査証が失効するまでの間に機械の休止状態を行政へ明らかにするための手続である。

対象：2026-09-02

0050

クレーンの設置・検査 > 検査証・性能検査・変更・使用再開 | 難易度：応用

問題：検査証の有効期間を超えて使用を休止していたクレーンを再び使用しようとする。法令上の基本的な手続として正しいものはどれか。

- ア．運転者が外観確認するだけで直ちに使用できる。
- イ．所轄労働基準監督署長の使用再開検査を受ける。
- ウ．玉掛け技能講習を再受講すれば機械検査は不要。
- エ．検査証の有効期間を自己判断で書き換えれば使用できる。

答え・解説

正答：イ

- ア：法定の使用再開検査が必要である。
- イ：正しい。規則第49条により、使用を休止したクレーンを再使用するときは使用再開検査を受ける。
- ウ：作業者資格と機械の再開検査は別制度である。
- エ：行政による使用再開検査等の手続が必要である。

総合解説：長期休止後は、機械の状態を法定検査で確認してから使用を再開する。

対象：2026-09-02

0051 クレーンの設置・検査 > 設置・構造上の安全基準 | 難易度：基礎

問題：建設物内部の対象となる走行クレーンで、クレーン最高部（集電装置部分を除く。）と上方のはり等との間隔は原則何m以上必要か。

- ア．0.1m以上
- イ．0.2m以上
- ウ．0.4m以上
- エ．1.8m以上

答え・解説 正答：ウ

- ア：法定基準より小さい。
- イ：法定基準より小さい。
- ウ：正しい。クレーン等安全規則第13条第1号は0.4m以上を求めている。
- エ：1.8mはクレーンガード歩道と上方設備との間隔に関する基準である。

総合解説：数値問題では、最高部0.4mと歩道上方1.8mを混同しない。

対象：2026-09-02

0052 クレーンの設置・検査 > 設置・構造上の安全基準 | 難易度：基礎

問題：建設物内部の対象となる走行クレーンで、クレーンガードの歩道とその上方にあるはり等との間隔は、原則何m以上必要か。

- ア．0.3m以上
- イ．0.4m以上
- ウ．0.6m以上
- エ．1.8m以上

答え・解説 正答：エ

- ア：運転室等と歩道端の間隔基準と混同している。
- イ：走行クレーン最高部との上方間隔などの数値と混同している。
- ウ：建設物等との間に設ける歩道幅の原則値である。
- エ：正しい。第13条第2号の原則基準は1.8m以上である。

総合解説：歩道上の頭上空間は1.8m以上が原則である。

対象：2026-09-02

0053 クレーンの設置・検査 > 設置・構造上の安全基準 | 難易度：基礎

問題：クレーンガーダの歩道上方の間隔が1.8m未満となる場合、法令上の例外に関係する天がいの高さとして正しいものはどれか。

- ア．歩道から1.5m以上
- イ．歩道から0.3m以上
- ウ．歩道から0.6m以上
- エ．歩道から1.0m以上

答え・解説 正答：ア

ア：正しい。規則第13条ただし書は、歩道からの高さ1.5m以上の天がいを取り付ける場合を第2号の例外としている。
イ：法定の天がい高さ条件ではない。
ウ：歩道幅の数値と混同している。
エ：法令上の1.5m以上という条件を満たさない。

総合解説：1.8mの上方間隔と、例外となる天がい高さ1.5mをセットで覚える。

対象：2026-09-02

0054 クレーンの設置・検査 > 設置・構造上の安全基準 | 難易度：標準

問題：走行クレーン又は旋回クレーンと建設物等との間に歩道を設ける場合、その幅は原則何m以上か。

- ア．0.2m以上
- イ．0.6m以上
- ウ．0.3m以上
- エ．1.8m以上

答え・解説 正答：イ

ア：法定基準より狭い。
イ：正しい。規則第14条は原則0.6m以上と定めている。
ウ：原則の歩道幅として不足する。
エ：これは歩道上方間隔の基準である。

総合解説：歩道幅0.6m、柱に接する部分の例外0.4mを区別する。

対象：2026-09-02

0055 クレーンの設置・検査 > 設置・構造上の安全基準 | 難易度：標準

問題：走行クレーン等と建設物との間の歩道のうち、建設物の柱に接する部分について認められる最小幅はどれか。

- ア．0.2m
- イ．0.3m
- ウ．0.4m
- エ．0.6m未満は一切認められない

答え・解説 正答：ウ

ア：例外基準を満たさない。
イ：公表問題でも違反となる数値で、0.4m以上が必要。
ウ：正しい。通常0.6m以上だが、柱に接する部分は0.4m以上とすることができる。
エ：柱に接する部分には0.4m以上という例外がある。

総合解説：公表試験でも0.3mと0.4mの差を問う形式がみられるため、数値を正確に覚える。

対象：2026-09-02

0056 クレーンの設置・検査 > 設置・構造上の安全基準 | 難易度：標準

問題：墜落のおそれがある場合、クレーンの運転室等の端とそれに通ずる歩道の端との間隔は原則何m以下とするか。

- ア．0.3m以上
- イ．0.6m以上
- ウ．1.8m以下
- エ．0.3m以下

答え・解説 正答：エ

ア：基準の方向が逆である。
イ：歩道幅の基準と混同している。
ウ：歩道上方間隔の数値と混同している。
エ：正しい。規則第15条は0.3m以下と定めている。

総合解説：ここは『以上』ではなく『以下』の基準である点が重要である。

対象：2026-09-02

0057 クレーンの設置・検査 > 設置・構造上の安全基準 | 難易度：標準

問題：一般の巻過防止装置について、つり具上面等と接触のおそれのある物の下面との間隔は原則何m以上となるよう調整するか。

- ア．0.25m以上
- イ．0.05m以上だけ
- ウ．0.10m以上
- エ．0.50m以上

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。直働式以外の一般の巻過防止装置では0.25m以上が原則である。
- イ：0.05m以上は直働式巻過防止装置の基準である。
- ウ：法定の原則値ではない。
- エ：法令上の原則値0.25mより大きく、問われている基準値ではない。

総合解説：一般型0.25m、直働式0.05mを対で覚える。

対象：2026-09-02

0058 クレーンの設置・検査 > 設置・構造上の安全基準 | 難易度：標準

問題：直働式の巻過防止装置について、法令上の最小間隔として正しいものはどれか。

- ア．0.01m以上
- イ．0.05m以上
- ウ．0.25m未満では必ず違反
- エ．1.8m以上

答え・解説 正答：イ

- ア：法定基準より小さい。
- イ：正しい。直働式では0.05m以上となるよう調整する。
- ウ：0.25mは一般型の基準で、直働式は0.05m以上でよい。
- エ：歩道上方間隔の基準と無関係である。

総合解説：直働式は機構上、一般型より小さい間隔基準が認められている。

対象：2026-09-02

0059

クレーンの設置・検査 > 設置・構造上の安全基準 | 難易度：応用

問題：巻過防止装置を具備しないクレーンについて、法令上必要な措置として正しいものはどれか。

- ア．何の措置も講じなくてよい。
- イ．運転者の経験だけに任せる。
- ウ．巻上げ用ワイヤロープへの標識、警報装置の設置等により巻過ぎによる危険を防止する。
- エ．定格荷重を半分にすれば巻過ぎ防止措置は不要。

答え・解説

正答：ウ

- ア：巻過ぎによる危険を防止する措置が必要である。
- イ：標識・警報装置等の具体的な措置が求められる。
- ウ：正しい。規則第19条は、巻過防止装置を具備しない場合の代替的な危険防止措置を定める。
- エ：荷重制限と巻過ぎ防止は別の安全事項である。

総合解説：安全装置がない場合でも、危険を放置するのではなく代替措置を講じる必要がある。

対象：2026-09-02

0060

クレーンの設置・検査 > 設置・構造上の安全基準 | 難易度：応用

問題：油圧を動力とするクレーンの安全弁について、原則として正しい調整基準はどれか。

- ア．つり上げ荷重に相当する圧力以下とする。
- イ．定格荷重の2倍に相当する圧力で初めて作動するようにする。
- ウ．安全弁は油圧クレーンには不要。
- エ．定格荷重（ジブクレーンでは最大の定格荷重）に相当する荷重をかけたときの油圧に相当する圧力以下で作動するようにする。

答え・解説

正答：エ

- ア：法文の原則基準は定格荷重、ジブクレーンでは最大の定格荷重に相当する圧力である。
- イ：過度の昇圧防止にならず法令基準に反する。
- ウ：過度の昇圧を防止するため調整が必要である。
- エ：正しい。規則第20条は過度の昇圧を防ぐため、この基準以下で安全弁が作用するよう求めている。

総合解説：2026年4月公表問題では『つり上げ荷重』と誤記した肢が誤りとして出題されている。現行法では定格荷重が基準である。

対象：2026-09-02

0061 クレーンの使用・作業 > 定格荷重等の表示・使用条件 | 難易度：基礎

問題：クレーン検査証を受けたクレーンを用いて作業を行う場合、検査証について正しいものはどれか。

- ア．作業を行う場所にクレーン検査証を備え付けておく。
- イ．本社に保管しておけば作業場所には不要。
- ウ．運転者の自宅に保管する。
- エ．検査証は性能検査後すぐ廃棄する。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。クレーン等安全規則第16条は、作業場所への検査証の備付けを求めている。
- イ：法令は作業を行う場所への備付けを求めている。
- ウ：作業場所で確認できる状態にする必要がある。
- エ：有効な検査証を作業場所に備え付ける必要がある。

総合解説：機械の検査証は、運転者の免許証とは別に作業場所で備え付ける。

対象：2026-09-02

0062 クレーンの使用・作業 > 定格荷重等の表示・使用条件 | 難易度：基礎

問題：クレーンを用いて作業するとき、定格荷重について事業者が講じるべき措置はどれか。

- ア．定格荷重は管理者だけが知っていればよい。
- イ．運転者及び玉掛けをする者が定格荷重を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じる。
- ウ．定格荷重は事故後にだけ知らせればよい。
- エ．定格荷重表示は玉掛け者には見せてはならない。

答え・解説 正答：イ

- ア：運転者と玉掛け者が常時知ることができる必要がある。
- イ：正しい。規則第24条の2の規定である。
- ウ：作業中に常時把握できる措置が必要である。
- エ：玉掛け者も対象である。

総合解説：能力超過を防ぐには、運転者と玉掛け者の双方が使用条件に応じた定格荷重を把握する必要がある。

対象：2026-09-02

0063 クレーンの使用・作業 > 定格荷重等の表示・使用条件 | 難易度：基礎

問題：クレーンの過負荷使用について、法令上の原則として正しいものはどれか。

- ア．定格荷重の110%までは常時使用できる。
- イ．熟練運転者なら定格荷重の2倍まで使用できる。
- ウ．定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。
- エ．短時間なら定格荷重を自由に超えてよい。

答え・解説 正答：ウ

- ア：一般的な許容超過率としてそのような規定はない。
- イ：運転者の熟練度で過負荷制限は解除されない。
- ウ：正しい。クレーン等安全規則第23条第1項の原則である。
- エ：短時間というだけでは例外にならない。

総合解説：定格荷重は通常使用時の上限であり、例外的な超過使用には厳格な条件がある。

対象：2026-09-02

0064 クレーンの使用・作業 > 定格荷重等の表示・使用条件 | 難易度：標準

問題：やむを得ない事由により定格荷重をこえる荷を扱う特例で、必要な措置に含まれないものはどれか。

- ア．あらかじめクレーン特例報告書を所轄労働基準監督署長に提出する。
- イ．あらかじめ所定の荷重試験を行い、異常がないことを確認する。
- ウ．作業を指揮する者を指名し、その直接の指揮のもとに作動させる。
- エ．運転者が口頭で『大丈夫』と判断するだけでよい。

答え・解説 正答：エ

- ア：法定の特例措置に含まれる。
- イ：法定の特例措置に含まれる。
- ウ：法定の特例措置に含まれる。
- エ：正しい。特例には、事前の特例報告書、荷重試験と異常なしの確認、作業指揮者の指名と直接指揮が必要で、運転者の口頭判断だけでは足りない。

総合解説：過負荷の例外は『やむを得ない』だけでは足りず、三つの事前措置をそろえる必要がある。

対象：2026-09-02

0065

クレーンの使用・作業 > 定格荷重等の表示・使用条件 | 難易度：標準

問題：定格荷重20tのクレーンで、特例のため荷重試験を25tで行い異常がなかった。その他の法定措置も満たしている。この特例で使用できる荷重の上限として正しいものはどれか。

- ア．25t
- イ．20t
- ウ．30t
- エ．40t

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。特例でも、第6条第3項の荷重試験でかけた荷重までが上限となる。
イ：通常の原則上限だが、設問では法定特例の条件を満たしている。
ウ：荷重試験で確認した25tを超える使用は特例の範囲外である。
エ：定格荷重の2倍まで認める規定ではない。

総合解説：特例は無制限な過負荷使用を認めるものではなく、事前に安全確認した荷重までに限定される。

対象：2026-09-02

0066

クレーンの使用・作業 > 定格荷重等の表示・使用条件 | 難易度：標準

問題：定格荷重超過の特例に伴う荷重試験結果や超過使用の結果は、原則何年間保存するか。

- ア．1か月
- イ．3年間
- ウ．1年間
- エ．10年間

答え・解説

正答：イ

ア：法定保存期間より短い。
イ：正しい。規則第23条第3項により3年間保存する。
ウ：法定保存期間は3年である。
エ：この規定の保存期間ではない。

総合解説：法令問題では、検査証有効期間2年と記録保存3年を混同しない。

対象：2026-09-02

0067

クレーンの使用・作業 > 定格荷重等の表示・使用条件 | 難易度：標準

問題：ジブクレーンの使用方法について正しいものはどれか。

- ア．定格荷重以下ならどの傾斜角でも自由に使用できる。
- イ．運転者が見た目で安全と判断すれば指定角度外でもよい。
- ウ．クレーン明細書等で定められたジブ傾斜角の範囲をこえて使用してはならない。
- エ．傾斜角制限は移動式クレーンだけにあり、ジブクレーンにはない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：荷重だけでなくジブ傾斜角にも制限がある。
- イ：指定された範囲をこえてはならない。
- ウ：正しい。規則第24条は、明細書記載又は3t未満では製造者指定の傾斜角範囲をこえる使用を禁止している。
- エ：固定式等のジブクレーンにも規定がある。

総合解説：ジブ角度は作業半径や構造負荷に直結するため、指定範囲を守る。

対象：2026-09-02

0068

クレーンの使用・作業 > 定格荷重等の表示・使用条件 | 難易度：標準

問題：クレーンの構造部分の変形・折損を防ぐため、事業者が使用時に留意すべき「負荷条件」として正しいものはどれか。

- ア．運転者の年齢と通勤時間
- イ．クレーンの塗装色と製造会社の所在地
- ウ．作業場の休憩回数だけ
- エ．設計の基準とされた荷重を受ける回数及び常態としてつる荷の重さ

答え・解説

正答：エ

- ア：クレーン構造の負荷条件ではない。
- イ：構造部の疲労等に関係する負荷条件ではない。
- ウ：法令上の負荷条件の定義ではない。
- エ：正しい。規則第17条の2はこれらを負荷条件として留意するよう求めている。

総合解説：定格荷重以内でも、高頻度の繰返し荷重や常用荷重は構造疲労に影響する。

対象：2026-09-02

0069 クレーンの使用・作業 > 定格荷重等の表示・使用条件 | 難易度：応用

問題：クレーンの使用制限について法令上正しいものはどれか。

- ア．製造許可基準のうちクレーンの構造に係る部分に適合するものでなければ使用してはならない。
- イ．検査証がなくても、運転免許があれば構造基準不適合のクレーンを使える。
- ウ．定格荷重を半分にすれば構造基準への適合は不要。
- エ．構造基準は製造時だけの問題で、使用時には関係しない。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。規則第17条は構造に係る基準への適合を使用条件としている。
- イ：人の資格は機械の構造不適合を補えない。
- ウ：構造適合要件が免除されるわけではない。
- エ：使用時も適合するものを使用しなければならない。

総合解説：法令は、資格を有する運転者と安全基準に適合した機械の両方を要求する。

対象：2026-09-02

0070 クレーンの使用・作業 > 定格荷重等の表示・使用条件 | 難易度：応用

問題：検査証を作業場所に備え、定格荷重表示もあるクレーンで、指定されたジブ傾斜角を超え、定格荷重も超える荷を通常作業としてつろうとしている。最も適切な判断はどれか。

- ア．検査証があれば他の使用制限はすべて免除される。
- イ．検査証や表示があっても、傾斜角制限と過負荷制限に違反するため使用してはならない。
- ウ．定格荷重表示があれば超過使用してよい。
- エ．運転者が免許保有者なら指定角度外でもよい。

答え・解説 正答：イ

- ア：検査証は過負荷や角度超過を許可するものではない。
- イ：正しい。法定書類や表示を備えることと、実際の使用条件を守るとは別々の義務である。
- ウ：表示は能力を周知する措置で、超過使用の許可ではない。
- エ：免許は機械の使用制限を解除しない。

総合解説：法令問題では、一つの要件を満たしていることを理由に他の安全要件まで満たしたと誤解しない。

対象：2026-09-02

0071 クレーンの使用・作業 > 運転・合図・立入禁止 | 難易度：基礎

問題：複数人でクレーン作業を行う場合の運転合図について、法令上の原則として正しいものはどれか。

- ア．作業者ごとに好きな合図を使用する。
- イ．合図者を複数指名し、同時に異なる指示を出させる。
- ウ．一定の合図を定め、合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせる。
- エ．合図は玉掛け終了後だけ行えばよい。

答え・解説 正答：ウ

- ア：一定の合図を定める必要がある。
- イ：一定の合図を一貫して行う制度の趣旨に反する。
- ウ：正しい。規則第25条の原則である。
- エ：運転に必要な合図を作業中適切に行う。

総合解説：複数人作業では合図を統一し、誰が指示を出すか明確にする。

対象：2026-09-02

0072 クレーンの使用・作業 > 運転・合図・立入禁止 | 難易度：基礎

問題：クレーン運転者に単独で作業を行わせる場合の合図者について正しいものはどれか。

- ア．単独作業でも必ず別の合図者を一人配置する。
- イ．単独作業ではクレーン運転そのものが禁止される。
- ウ．単独作業なら定格荷重制限も適用されない。
- エ．規則第25条の合図者指名の原則は適用されない。

答え・解説 正答：エ

- ア：規則には単独作業時の例外がある。
- イ：そのような一般禁止ではない。
- ウ：合図者の例外と過負荷制限は無関係である。
- エ：正しい。運転者が単独で作業する場合は合図者指名のただし書例外がある。

総合解説：合図制度の例外は合図者指名に限られ、他の安全規定を免除するものではない。

対象：2026-09-02

0073

クレーンの使用・作業 > 運転・合図・立入禁止 | 難易度：基礎

問題：クレーン作業で合図者に指名された者の義務として正しいものはどれか。

- ア．作業に従事するときは、定められた合図を行う。
- イ．合図を行うかどうかは毎回自由に決められる。
- ウ．合図者は運転者の指示だけを受け、荷の状況を見なくてよい。
- エ．合図者は資格証明書を運転者へ預ければ合図不要。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。規則第25条第2項で合図者自身にも義務が定められている。
- イ：指名された合図者は作業時に合図を行う必要がある。
- ウ：安全な合図を行う役割を果たす必要がある。
- エ：資格証明書の扱いと合図義務は別である。

総合解説：事業者が指名するだけでなく、合図者本人が実際に合図を行うことで制度が機能する。

対象：2026-09-02

0074

クレーンの使用・作業 > 運転・合図・立入禁止 | 難易度：標準

問題：クレーンを用いて作業従事者を運搬し、又はつり上げて作業させることについて、法令上の原則はどれか。

- ア．定格荷重以下なら常に自由に人をつれる。
- イ．禁止されている。
- ウ．免許保有者が操作すれば常に人をつれる。
- エ．玉掛け技能講習修了者だけなら荷と一緒につれる。

答え・解説

正答：イ

- ア：荷重能力だけで人のつり上げが許可されるわけではない。
- イ：正しい。規則第26条は、クレーンによる作業従事者の運搬・つり上げ作業を原則禁止している。
- ウ：運転者の資格は搭乗制限を解除しない。
- エ：玉掛け資格は人のつり上げ許可ではない。

総合解説：人のつり上げは荷の運搬より重大な危険を伴うため、原則禁止として扱われる。

対象：2026-09-02

0075

クレーンの使用・作業 > 運転・合図・立入禁止 | 難易度：標準

問題：ケーブルクレーン作業で、シーブ等の破損によりワイヤロープが跳ねる危険がある箇所について正しいものはどれか。

- ア．危険箇所ほど監視しやすいので自由に立ち入らせる。
- イ．運転者免許を持つ者だけは内角側へ常時立ち入れる。
- ウ．ワイヤロープの内角側で危険を生ずるおそれのある箇所への立入りを禁止する。
- エ．荷が軽ければ内角側の危険は法令上無視できる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：ロープやシーブの破損時に直撃する危険がある。
- イ：資格保有は立入禁止の一般的免除にならない。
- ウ：正しい。規則第28条は、ワイヤロープの跳ねやシーブ等の飛来危険から作業従事者を保護するための立入禁止を求めている。
- エ：立入禁止は荷の軽重だけで解除されない。

総合解説：ロープの内角側は、破断・シーブ破損時にロープが跳ねる方向となり得る。

対象：2026-09-02

0076

クレーンの使用・作業 > 運転・合図・立入禁止 | 難易度：標準

問題：ハッカーを用いて玉掛けした荷がつり上げられているとき、荷の下への立入りについて正しいものはどれか。

- ア．ハッカーを2個使えば必ず荷の下へ立ち入れる。
- イ．運転者が合図すれば自由に立ち入れる。
- ウ．定格荷重の半分以下なら立入り可能。
- エ．作業従事者を立ち入らせてはならない。

答え・解説

正答：エ

- ア：ハッカーを用いた荷は個数にかかわらず同条の対象となる。
- イ：合図だけで法定立入禁止は解除されない。
- ウ：荷重割合による例外はない。
- エ：正しい。規則第29条の立入禁止事由の一つである。

総合解説：公表試験でもハッカーを用いたつり荷下の立入禁止が頻出論点である。

対象：2026-09-02

0077

クレーンの使用・作業 > 運転・合図・立入禁止 | 難易度：標準

問題：つりクランプ1個を用いて玉掛けした荷がつり上げられている場合、法令上の取扱いはどうか。

- ア．つり荷の下への立入りを禁止する。
- イ．クランプ1個の場合だけ荷の下への立入りが推奨される。
- ウ．クランプの色が赤なら立入禁止は解除される。
- エ．荷が1t未満なら自由に立ち入れる。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。規則第29条第2号に該当する。
- イ：むしろ立入禁止事由として明記されている。
- ウ：色による例外はない。
- エ：荷の重量による一般的例外はない。

総合解説：玉掛け方法の安定性に応じて、つり荷下の立入禁止が具体的に定められている。

対象：2026-09-02

0078

クレーンの使用・作業 > 運転・合図・立入禁止 | 難易度：応用

問題：ワイヤロープを用いて一箇所玉掛けした荷について、規則第29条の立入禁止事由から除かれる場合はどれか。

- ア．荷の表面が新しい場合
- イ．荷に設けられた穴又はアイボルトにワイヤロープ等を通して玉掛けしている場合
- ウ．荷が500kg未満の場合
- エ．運転者が免許取得後10年以上の場合

答え・解説

正答：イ

- ア：法令上の例外条件ではない。
- イ：正しい。第29条第3号は、一箇所玉掛けを原則対象としつつ、この場合を除外している。
- ウ：重量による例外ではない。
- エ：運転経験による例外ではない。

総合解説：公表試験では、この『穴・アイボルトに通す一箇所玉掛け』の例外が問われている。

対象：2026-09-02

0079

クレーンの使用・作業 > 運転・合図・立入禁止 | 難易度：応用

問題：複数の荷を一度につり上げているが、結束や箱入れ等による固定がされていない。この場合のつり荷下への立入りについて正しいものはどれか。

- ア．荷が複数であるほど安定するので立入り可能。
- イ．合図者だけは常時荷の真下に立つ必要がある。
- ウ．立入りを禁止しなければならない。
- エ．荷が同じ材質なら立入禁止は不要。

答え・解説

正答：ウ

- ア：固定されていない複数荷は落下・荷崩れリスクがあり立入禁止となる。
- イ：合図者も立入禁止の対象から自動的に除外されない。
- ウ：正しい。規則第29条第4号の立入禁止事由である。
- エ：材質の同一性は例外条件ではない。

総合解説：複数荷は結束等により固定されているかどうかが法令判断のポイントになる。

対象：2026-09-02

0080

クレーンの使用・作業 > 運転・合図・立入禁止 | 難易度：応用

問題：規則第29条により、つり荷等の下への立入りを禁止すべき場合として正しい組合せはどれか。

- ア．定格荷重表示がある場合、又は運転者が免許を携帯している場合
- イ．荷が単体で固定されている場合、又はフックが新品の場合
- ウ．日中作業の場合、又は屋内作業の場合
- エ．磁力又は陰圧による吸着つり具を用いている場合、又は動力下降以外の方法で荷・つり具を下降させる場合

答え・解説

正答：エ

- ア：これらはつり荷下の立入禁止事由ではない。
- イ：同条の列挙事由そのものではない。
- ウ：時間帯・屋内外だけで同条の立入禁止事由となるものではない。
- エ：正しい。いずれも同条の具体的な立入禁止事由である。

総合解説：立入禁止の条文は玉掛け方法や下降方法を具体的に列挙しているため、列挙内容を正確に整理する。

対象：2026-09-02

0081 クレーンの使用・作業 > 強風・停電・修理点検時の措置 | 難易度：基礎

問題：屋外に設置されている走行クレーンについて、瞬間風速が何m/sをこえる風が吹くおそれがあるとき、逸走防止措置が必要か。

- ア．30m/s
- イ．10m/s
- ウ．20m/s
- エ．35m/s

答え・解説 正答：ア

ア：正しい。規則第31条は、瞬間風速30m/sをこえる風が吹くおそれがあるときに逸走防止措置を求めている。
イ：法令の数値基準ではない。
ウ：法令の数値基準ではない。
エ：エレベーター等の別規定と混同しない。クレーンは30m/sである。

総合解説：『強風で危険なら作業中止』と『瞬間風速30m/s超のおそれで逸走防止』は別の規定である。

対象：2026-09-02

0082 クレーンの使用・作業 > 強風・停電・修理点検時の措置 | 難易度：基礎

問題：風速が具体的な30m/sに達していなくても、強風のためクレーン作業の実施に危険が予想される場合の対応はどれか。

- ア．30m/s未満なら必ず作業を継続する。
- イ．作業を中止する。
- ウ．荷を重くして風の影響を打ち消す。
- エ．運転者の経験が10年以上なら継続する。

答え・解説 正答：イ

ア：危険が予想されるなら30m/s未満でも中止が必要である。
イ：正しい。規則第31条の2は、具体的な数値にかかわらず、強風により危険が予想されるとき作業中止を求める。
ウ：過負荷や荷振れ等の危険を増す可能性がある。
エ：経験年数は作業中止義務の例外ではない。

総合解説：数値基準だけで判断せず、実際の危険予測による作業中止規定も押さえる。

対象：2026-09-02

0083 クレーンの使用・作業 > 強風・停電・修理点検時の措置 | 難易度：基礎

問題：強風のため作業を中止したジブクレーンで、ジブが損壊するおそれがある場合の措置として正しいものはどれか。

- ア．ジブを自由に揺動できる状態で放置する。
- イ．定格荷重の荷をつってジブを安定させる。
- ウ．ジブの位置を固定する等、損壊による危険を防止する措置を講じる。
- エ．安全装置をすべて解除する。

答え・解説 正答：ウ

- ア：損壊危険がある場合は固定等の措置が必要である。
- イ：荷をつったまま暴風対策とする規定ではない。
- ウ：正しい。規則第31条の3の規定である。
- エ：危険防止措置と逆である。

総合解説：作業中止後も、風で機械自体が損壊・逸走しないための措置が必要になる。

対象：2026-09-02

0084 クレーンの使用・作業 > 強風・停電・修理点検時の措置 | 難易度：標準

問題：同一ランウェイに並置された走行クレーンの一台を修理する場合、他の走行クレーンとの衝突等を防ぐ措置として正しいものはどれか。

- ア．修理中でも他クレーンを最大速度で自由に走行させる。
- イ．修理者に注意させるだけで設備的・人的措置は不要。
- ウ．修理中のクレーンに荷をつったままにすることだけを義務付ける。
- エ．監視人を置く、ランウェイ上にストッパーを設ける等の措置を講じる。

答え・解説 正答：エ

- ア：修理者との接触・衝突危険がある。
- イ：監視人やストッパー等の危険防止措置が求められる。
- ウ：そのような措置が第30条の趣旨ではない。
- エ：正しい。規則第30条は、並置走行クレーンの修理等で衝突・接触を防止する措置を求めている。

総合解説：同一ランウェイ上では、修理対象以外のクレーンが接近する危険も管理しなければならない。

対象：2026-09-02

0085

クレーンの使用・作業 > 強風・停電・修理点検時の措置 | 難易度：標準

問題：天井クレーンのクレーンガーダ上で点検作業を行う場合の原則的措置として正しいものはどれか。

- ア．クレーンの運転を禁止し、操作部分に運転を禁止する旨を表示する。
- イ．点検者が乗っていても通常どおり運転する。
- ウ．操作部分の表示は不要で、口頭連絡だけで必ずよい。
- エ．点検中は安全装置を無効化して運転しやすくする。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。規則第30条の2は、不意の起動による墜落・挟まれを防ぐためこの措置を求めている。
- イ：不意の起動による重大災害の危険がある。
- ウ：原則として運転禁止と表示が必要である。
- エ：危険を増すため不適切である。

総合解説：機械上の点検では、第三者による誤操作を防ぐロックアウトに近い考え方が重要である。

対象：2026-09-02

0086

クレーンの使用・作業 > 強風・停電・修理点検時の措置 | 難易度：標準

問題：天井クレーン等のガーダ上で点検を行う際、運転禁止・表示の原則に対する法令上の例外に必要なものはどれか。

- ア．運転者がベテランであることだけ。
- イ．点検作業を指揮する者を定め、点検者と運転者との連絡・合図方法を定めて、その方法で連絡・合図を行わせること。
- ウ．点検者が一人であることだけ。
- エ．点検時間が10分以内であることだけ。

答え・解説

正答：イ

- ア：経験年数だけでは例外要件を満たさない。
- イ：正しい。規則第30条の2ただし書の要件である。
- ウ：指揮者と連絡・合図方法等の条件が必要である。
- エ：時間の短さは法定例外要件ではない。

総合解説：例外は無条件ではなく、作業指揮と確実な連絡・合図によって不意の起動危険を管理する場合に限られる。

対象：2026-09-02

0087

クレーンの使用・作業 > 強風・停電・修理点検時の措置 | 難易度：標準

問題：屋外クレーンで瞬間風速30m/sをこえる風が吹いた後、又はクレーンについて中震以上の地震の後に作業を再開するときの対応はどれか。

- ア．異常音がしなければ点検せず再開する。
- イ．運転者の免許証だけ確認して再開する。
- ウ．あらかじめクレーン各部分の異常の有無を点検する。
- エ．定格荷重を半分にすれば点検不要。

答え・解説

正答：ウ

- ア：法令上、再開前の点検が必要である。
- イ：機械各部の点検が必要である。
- ウ：正しい。規則第37条の暴風後等の点検である。
- エ：荷重制限で法定点検を代替できない。

総合解説：風・地震の後は目に見えない変形や緩み等も想定し、再開前に異常を確認する。

対象：2026-09-02

0088

クレーンの使用・作業 > 強風・停電・修理点検時の措置 | 難易度：標準

問題：クレーンの定期自主検査の周期として正しい組合せはどれか。

- ア．年次は5年ごと、月例は1年ごと
- イ．年次も月例も2年ごと
- ウ．年次は毎月、月例は毎日
- エ．年次は1年以内ごとに1回、月例は1月以内ごとに1回

答え・解説

正答：エ

- ア：法定周期より長すぎる。
- イ：検査証有効期間と自主検査周期を混同している。
- ウ：法令上の区分と逆・過剰である。
- エ：正しい。規則第34条と第35条でそれぞれ定められている。

総合解説：検査証2年、年次自主検査1年、月例自主検査1月という複数の周期を整理する。

対象：2026-09-02

0089 クレーンの使用・作業 > 強風・停電・修理点検時の措置 | 難易度：応用

問題：クレーンを用いてその日の作業を開始する前の点検項目に含まれるものはどれか。

- ア．巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能
- イ．運転者の給与額
- ウ．事業場の固定資産税額
- エ．製造会社の株価

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。規則第36条第1号の項目である。
- イ：機械の作業開始前点検項目ではない。
- ウ：クレーンの安全点検とは無関係である。
- エ：機械の機能点検項目ではない。

総合解説：作業開始前点検には、このほかランウェイ・横行レールの状態、ワイヤロープ通過箇所の状態が含まれる。

対象：2026-09-02

0090 クレーンの使用・作業 > 強風・停電・修理点検時の措置 | 難易度：応用

問題：クレーンで荷をつっている最中に停電した。法令上の運転位置離脱禁止との関係について、最も適切な説明はどれか。

- ア．停電した瞬間から、荷をつったまま必ず自由に離れてよい。
- イ．停電したという理由だけで、荷をつったまま運転位置を離れてよいという一般的例外は定められていない。
- ウ．停電中は定格荷重制限もすべて失効する。
- エ．停電した場合は資格のない者へ運転を交代してよい。

答え・解説 正答：イ

- ア：規則第32条にそのような一般例外はない。
- イ：正しい。規則第32条は、荷をつったまま運転位置を離れることを事業者・運転者の双方に禁止しており、停電を理由とする一般的例外は置いていない。
- ウ：停電により過負荷制限が消えるわけではない。
- エ：就業制限は停電によって解除されない。

総合解説：停電時は実際には機械の取扱説明や安全手順に従って安全確保を図るが、法令上も荷をつったまま離れることを安易に正当化しない。

対象：2026-09-02

0091

デリック関係法令 > 設置・検査・検査証 | 難易度：基礎

問題：労働安全衛生法施行令上、特定機械等となるデリックの基準として正しいものはどれか。

- ア．つり上げ荷重2t以上
- イ．つり上げ荷重0.5t以上
- ウ．つり上げ荷重3t以上
- エ．つり上げ荷重5t以上

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。施行令第12条第1項第5号により、つり上げ荷重2t以上のデリックは特定機械等に該当する。
イ：0.5t以上2t未満のデリックは別の規格対象区分であり、特定機械等の基準ではない。
ウ：3tは通常クレーンの特定機械等基準であり、デリックは2t以上である。
エ：5tはデリック運転の就業制限に係る基準である。

総合解説：デリックでは、設置・検査の2t基準と、運転資格の5t基準を混同しないことが重要である。

対象：2026-09-02

0092

デリック関係法令 > 設置・検査・検査証 | 難易度：基礎

問題：つり上げ荷重3tのデリックを設置しようとする場合、原則として事業者が行う手続はどれか。

- ア．デリック設置報告書だけを提出すればよい。
- イ．デリック設置届を所轄労働基準監督署長に提出する。
- ウ．運転者の免許証だけを提出する。
- エ．3t未満なので設置関係手続は不要。

答え・解説

正答：イ

ア：設置報告書は0.5t以上2t未満のデリック等の区分で用いられる。
イ：正しい。2t以上のデリックは特定機械等に該当し、クレーン等安全規則第96条の設置届の対象となる。
ウ：機械の設置手続と運転者資格は別である。
エ：デリックの特定機械等基準は2t以上である。

総合解説：デリックの設置手続では、つり上げ荷重2t以上か未満かをまず確認する。

対象：2026-09-02

0093

デリック関係法令 > 設置・検査・検査証 | 難易度：基礎

問題：設置から廃止まで60日以上使用する予定の、つり上げ荷重1.5tのデリックを設置する場合の手続として正しいものはどれか。

- ア．2t未満なので何の手続も不要。
- イ．必ずデリック設置届と落成検査が必要。
- ウ．あらかじめデリック設置報告書を所轄労働基準監督署長に提出する。
- エ．運転特別教育の記録だけを提出する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：0.5t以上2t未満には設置報告制度がある。
- イ：1.5tは特定機械等の2t以上には該当しない。
- ウ：正しい。0.5t以上2t未満のデリックで、設置から廃止まで60日未満のものを除き、設置報告書の対象となる。
- エ：教育記録は機械設置報告の代わりにはならない。

総合解説：0.5t以上2t未満のデリックには設置報告制度があり、60日未満設置の例外もある。

対象：2026-09-02

0094

デリック関係法令 > 設置・検査・検査証 | 難易度：標準

問題：デリック設置届に添付する事項として法令上適切なものはどれか。

- ア．運転者の給与台帳だけ
- イ．玉掛け者の健康診断結果だけ
- ウ．製造会社の広告だけ
- エ．デリック明細書、組立図、構造部分の強度計算書、基礎の概要や控えの固定方法等

答え・解説

正答：エ

- ア：デリックの設置構造を確認する資料ではない。
- イ：設置届の主要添付資料ではない。
- ウ：明細書・組立図・強度計算書等の法定資料が必要である。
- エ：正しい。規則第96条は、設置状況と構造安全性を確認できる技術資料を求めている。

総合解説：デリックはマスト、ブーム、ガイロープ等の支持条件が重要なため、基礎や控えの固定方法も設置届で確認される。

対象：2026-09-02

0095

デリック関係法令 > 設置・検査・検査証 | 難易度：標準

問題：デリックの落成検査で行われる内容として正しいものはどれか。

- ア．各部分の構造及び機能の点検と荷重試験
- イ．運転者の筆記試験だけ
- ウ．無負荷で外観を見るだけ
- エ．玉掛け技能講習だけ

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。規則第97条は、落成検査で構造・機能の点検に加えて荷重試験を行うと定めている。
イ：落成検査は機械に対する検査である。
ウ：法令上、荷重試験も行う。
エ：作業者資格と落成検査は別制度である。

総合解説：デリックの落成検査では、クレーンと異なり安定度試験ではなく、構造・機能点検と荷重試験が中心となる。

対象：2026-09-02

0096

デリック関係法令 > 設置・検査・検査証 | 難易度：標準

問題：定格荷重80tのデリックの落成検査で行う荷重試験の試験荷重は原則何tか。

- ア．80t
- イ．100t
- ウ．96t
- エ．101.6t

答え・解説

正答：イ

ア：定格荷重そのもので、落成時の1.25倍荷重試験ではない。
イ：正しい。 $80 \times 1.25 = 100\text{t}$ である。
ウ：1.2倍として計算している。
エ：1.27倍としており、デリック落成検査の荷重試験条件ではない。

総合解説：デリック落成検査の荷重試験は、原則として定格荷重の1.25倍である。

対象：2026-09-02

0097

デリック関係法令 > 設置・検査・検査証 | 難易度：標準

問題：定格荷重250tのデリックの落成検査で行う荷重試験の荷重は法令上何tか。

- ア．312.5t
- イ．317.5t
- ウ．300t
- エ．250t

答え・解説

正答：ウ

ア：1.25倍をそのまま適用しており、200t超の特例を無視している。
イ：1.27倍としているが、デリックの落成荷重試験ではない。
ウ：正しい。定格荷重が200tをこえる場合は、定格荷重に50tを加えた荷重を用いる。
エ：定格荷重そのものでは落成荷重試験にならない。

総合解説：200t超では、定格荷重×1.25ではなく、定格荷重+50tを用いる。

対象：2026-09-02

0098

デリック関係法令 > 設置・検査・検査証 | 難易度：標準

問題：落成検査後に交付されるデリック検査証の有効期間について正しいものはどれか。

- ア．必ず1年
- イ．必ず3年
- ウ．有効期間は設けられていない
- エ．原則2年で、落成検査の結果により2年未満とすることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：原則2年である。
イ：落成時の原則は2年である。
ウ：デリック検査証にも有効期間がある。
エ：正しい。規則第100条の規定である。

総合解説：デリック検査証の落成時有効期間はクレーンと同様に原則2年である。

対象：2026-09-02

0099

デリック関係法令 > 設置・検査・検査証 | 難易度：応用

問題：デリックを設置している者に異動があった場合の検査証手続として正しいものはどれか。

ア．異動後10日以内にデリック検査証書替申請書と検査証を所轄労働基準監督署長に提出し、書替えを受ける。

イ．異動後1年以内ならいつでもよい。

ウ．検査証を廃棄するだけでよい。

エ．運転者免許証だけを書き替えればよい。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。規則第99条第4項は異動後10日以内の書替えを求めている。

イ：法定期限は10日以内である。

ウ：書替申請が必要である。

エ：機械の検査証についての手続が必要である。

総合解説：法令数値では、検査証書替えの10日以内という期限も頻出の確認点となる。

対象：2026-09-02

0100

デリック関係法令 > 設置・検査・検査証 | 難易度：応用

問題：デリックの性能検査に合格した場合の検査証有効期間更新について正しいものはどれか。

ア．性能検査後は必ず1年だけ更新される。

イ．性能検査の結果により、2年未満又は2年を超え3年以内の期間で更新できる。

ウ．必ず2年ちょうどで、変更できない。

エ．性能検査に合格しても検査証は更新されない。

答え・解説

正答：イ

ア：そのような一律規定ではない。

イ：正しい。規則第128条により、性能検査結果に応じて更新期間を調整できる。

ウ：結果により2年未満又は2年超3年以内とできる。

エ：合格したデリックは検査証有効期間が更新される。

総合解説：落成時は原則2年、性能検査後は結果により最大3年以内まで更新可能という整理が必要である。

対象：2026-09-02

0101

デリック関係法令 > 運転・作業・立入禁止 | 難易度：基礎

問題：つり上げ荷重4tのデリックを労働者に運転させる場合、法令上の基本的な要件はどれか。

- ア．必ずクレーン・デリック運転士免許だけが必要
- イ．玉掛け技能講習だけで運転できる
- ウ．デリック運転の業務に係る特別教育を行う。
- エ．4tなら法令上教育不要

答え・解説

正答：ウ

- ア：5t未満は就業制限の免許対象ではなく、特別教育が基本である。
- イ：玉掛け資格とデリック運転資格は別である。
- ウ：正しい。クレーン等安全規則第107条は、つり上げ荷重5t未満のデリック運転を特別教育の対象としている。
- エ：5t未満のデリック運転には特別教育が必要である。

総合解説：デリック運転では、5t未満が特別教育、5t以上が就業制限という区分になる。

対象：2026-09-02

0102

デリック関係法令 > 運転・作業・立入禁止 | 難易度：基礎

問題：つり上げ荷重8tのデリックの運転業務に就かせることができる者として正しいものはどれか。

- ア．デリック運転特別教育だけを修了した者
- イ．玉掛け技能講習だけを修了した者
- ウ．経験が10年以上ある無資格者
- エ．クレーン・デリック運転士免許を受けた者

答え・解説

正答：エ

- ア：5t以上では特別教育だけでは就業制限を満たさない。
- イ：玉掛け資格は運転資格ではない。
- ウ：経験年数だけで法定資格に代わらない。
- エ：正しい。5t以上のデリック運転は就業制限業務であり、クレーン・デリック運転士免許が必要である。

総合解説：デリックはクレーンと同様に、つり上げ荷重5tを境に運転資格が変わる。

対象：2026-09-02

0103 デリック関係法令 > 運転・作業・立入禁止 | 難易度：基礎

問題：デリックの通常使用における荷重制限として正しいものはどれか。

- ア．定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。
- イ．定格荷重の110%までは常時使用できる。
- ウ．短時間なら定格荷重の2倍まで使用できる。
- エ．免許保有者なら定格荷重制限は適用されない。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。クレーン等安全規則第109条第1項の原則である。
- イ：法令にそのような一般許容率はない。
- ウ：短時間というだけでは例外にならない。
- エ：運転資格は過負荷制限を解除しない。

総合解説：デリックでも通常使用時は定格荷重が上限である。

対象：2026-09-02

0104 デリック関係法令 > 運転・作業・立入禁止 | 難易度：標準

問題：やむを得ない事由によりデリックを定格荷重超過で使用する特例で必要な措置として正しいものはどれか。

- ア．運転者の口頭承認だけ
- イ．事前の特例報告、荷重試験と異常なしの確認、作業指揮者の指名と直接指揮
- ウ．玉掛け者が二人いればよい
- エ．定格荷重表示を外せばよい

答え・解説 正答：イ

- ア：法定の三つの措置を満たさない。
- イ：正しい。規則第109条第2項はこの三つを必要条件としている。
- ウ：人数だけでは特例要件にならない。
- エ：表示を外しても過負荷特例の条件を満たさない。

総合解説：デリックの過負荷特例も、クレーンと同様に厳格な事前措置が必要である。

対象：2026-09-02

0105

デリック関係法令 > 運転・作業・立入禁止 | 難易度：標準

問題：ブームを有するデリックの使用について正しいものはどれか。

- ア．定格荷重以下ならどの傾斜角でも使用できる。
- イ．運転者の経験が長ければ指定角度外でもよい。
- ウ．デリック明細書等で定められたブーム傾斜角の範囲をこえて使用してはならない。
- エ．傾斜角制限はクレーンだけにありデリックにはない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：荷重制限とは別に傾斜角制限がある。
- イ：経験による例外はない。
- ウ：正しい。規則第110条は指定された傾斜角範囲をこえる使用を禁止している。
- エ：デリックにも明文規定がある。

総合解説：ブーム角度は作業半径・構造荷重に影響するため、設計上の指定範囲を守る。

対象：2026-09-02

0106

デリック関係法令 > 運転・作業・立入禁止 | 難易度：標準

問題：複数人でデリック作業を行う場合の運転合図について、法令上正しいものはどれか。

- ア．作業者ごとに異なる合図を自由に使う。
- イ．合図者を決めず、最も大声の人の指示に従う。
- ウ．免許保有者が運転すれば合図制度は不要。
- エ．一定の合図を定め、合図者を指名して、その者に合図を行わせる。

答え・解説

正答：エ

- ア：合図を統一する必要がある。
- イ：法令上の合図者指名の趣旨に反する。
- ウ：複数人作業では原則として合図制度が必要である。
- エ：正しい。規則第111条の原則である。

総合解説：デリックでも、単独作業の例外を除き、合図の統一と合図者指名が必要である。

対象：2026-09-02

0107

デリック関係法令 > 運転・作業・立入禁止 | 難易度：標準

問題：デリックで作業従事者をつり上げて作業させることについて、法令上の原則はどれか。

- ア．禁止されている。
- イ．定格荷重以下なら常に自由に人をつれる。
- ウ．免許保有者の操作なら常に許される。
- エ．玉掛け技能講習修了者だけならつれる。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。規則第112条は、作業従事者をデリックで運搬し、又はつり上げて作業させることを原則禁止している。
- イ：荷重能力だけで人のつり上げが許されるわけではない。
- ウ：運転資格は搭乗制限を解除しない。
- エ：玉掛け資格は人の搭乗許可ではない。

総合解説：例外的に専用搭乗設備を用いる場合でも、作業の性質上やむを得ない等の条件と追加措置が必要となる。

対象：2026-09-02

0108

デリック関係法令 > 運転・作業・立入禁止 | 難易度：標準

問題：デリックの巻上げ用又は起伏用ワイヤロープが通るシーブ付近で、破損時にワイヤロープが跳ねるおそれがある。法令上の措置として正しいものはどれか。

- ア．危険箇所ほど作業者を配置して監視させる。
- イ．危険を生ずるおそれのあるワイヤロープ内角側への立入りを禁止する。
- ウ．免許保有者だけは自由に内角側へ入れる。
- エ．荷が軽ければ立入禁止は不要。

答え・解説

正答：イ

- ア：破損時の直撃危険があるため不適切である。
- イ：正しい。規則第114条は、ロープやシーブ等の飛来・跳ねによる危険防止のため立入禁止を求めている。
- ウ：資格保有は立入禁止の一般例外ではない。
- エ：荷の軽重だけで規定は解除されない。

総合解説：ワイヤロープの内角側は、ロープやシーブ破損時の飛来方向となり得る。

対象：2026-09-02

0109

デリック関係法令 > 運転・作業・立入禁止 | 難易度：応用

問題：屋外デリックで瞬間風速30m/sをこえる風が吹くおそれがある場合の措置として正しいものはどれか。

- ア．ブームを自由に動ける状態にしておく。
- イ．定格荷重の荷をつってブームを安定させる。
- ウ．ブームをマスト又は地上の固定物に固縛する等、ブーム動揺による破損を防止する。
- エ．安全装置を解除して風に合わせて動かす。

答え・解説

正答：ウ

- ア：動揺による破損防止の趣旨に反する。
- イ：荷をつったままの暴風対策ではない。
- ウ：正しい。規則第116条はこの暴風時措置を求めている。
- エ：危険防止措置と逆である。

総合解説：クレーンの逸走防止と異なり、デリックではブームの固縛等による破損防止が中心となる。

対象：2026-09-02

0110

デリック関係法令 > 運転・作業・立入禁止 | 難易度：応用

問題：デリックの組立て又は解体作業を行う場合の措置として最も適切なものはどれか。

- ア．各作業者が独自に判断し、作業指揮者は置かない。
- イ．組立て区域には見学者も自由に立ち入らせる。
- ウ．強風・大雨でも工程優先で必ず作業を続ける。
- エ．作業指揮者を選任し、関係者以外の立入りを禁止し、悪天候で危険が予想されるときは作業を行わない。

答え・解説

正答：エ

- ア：法令上、作業指揮者の選任が必要である。
- イ：関係作業従事者以外の立入りを禁止する必要がある。
- ウ：危険が予想される悪天候時には作業を行わせてはならない。
- エ：正しい。規則第118条はこれらの措置を求めている。

総合解説：組立て・解体は通常運転とは異なる高リスク作業であり、指揮・立入管理・天候管理を組み合わせる。

対象：2026-09-02

0111 デリック関係法令 > 点検・自主検査・補修 | 難易度：基礎

問題：デリックの年次定期自主検査の周期として正しいものはどれか。

- ア．1年以内ごとに1回
- イ．2年以内ごとに1回
- ウ．1月以内ごとに1回
- エ．5年以内ごとに1回

答え・解説 正答：ア

ア：正しい。規則第119条第1項の規定である。
イ：検査証有効期間と混同している。
ウ：これは月例自主検査の周期である。
エ：法定周期より長すぎる。

総合解説：デリックもクレーンと同様に、年次は1年以内ごと、月例は1月以内ごとである。

対象：2026-09-02

0112 デリック関係法令 > 点検・自主検査・補修 | 難易度：基礎

問題：デリックの月例定期自主検査の周期として正しいものはどれか。

- ア．1年以内ごとに1回
- イ．1月以内ごとに1回
- ウ．2年以内ごとに1回
- エ．10日以内ごとに1回

答え・解説 正答：イ

ア：これは年次自主検査の周期である。
イ：正しい。規則第120条第1項の規定である。
ウ：検査証有効期間と混同している。
エ：法令上の月例自主検査周期ではない。

総合解説：法定検査周期は、検査証2年、年次1年、月例1月と整理すると覚えやすい。

対象：2026-09-02

0113

デリック関係法令 > 点検・自主検査・補修 | 難易度：基礎

問題：デリックを用いる日の作業開始前点検項目として正しいものはどれか。

- ア．運転者の給与額
- イ．事業場の固定資産税
- ウ．巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能
- エ．製造者の広告内容

答え・解説

正答：ウ

- ア：機械の作業開始前点検とは無関係である。
- イ：安全点検項目ではない。
- ウ：正しい。規則第121条第1号の項目である。
- エ：機能点検項目ではない。

総合解説：作業開始前点検では、このほかワイヤロープが通る箇所の状態を確認する。

対象：2026-09-02

0114

デリック関係法令 > 点検・自主検査・補修 | 難易度：標準

問題：デリックの年次自主検査における荷重試験について正しいものはどれか。

- ア．定格荷重の1.25倍で必ず試験する。
- イ．無負荷で警報器だけを確認する。
- ウ．定格荷重の2倍で最大速度運転する。
- エ．定格荷重に相当する荷をつり、つり上げ・旋回・ブーム起伏を定格速度で行う。

答え・解説

正答：エ

- ア：1.25倍は落成検査の荷重試験であり、年次自主検査は定格荷重相当で行う。
- イ：年次自主検査では原則として荷重試験が必要である。
- ウ：法令上の試験方法ではない。
- エ：正しい。規則第119条第4項の試験方法である。

総合解説：落成検査の1.25倍と、年次自主検査の定格荷重相当を区別する。

対象：2026-09-02

0115

デリック関係法令 > 点検・自主検査・補修 | 難易度：標準

問題：デリックの年次自主検査で荷重試験を省略できる場合として正しいものはどれか。

- ア．自主検査日前2月以内に性能検査の荷重試験を行ったデリック
- イ．前回の荷重試験から3年前であればよい。
- ウ．運転者が免許を持っていれば常に省略できる。
- エ．定格荷重が5t未満なら常に省略できる。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。規則第119条第3項ただし書の一つである。
- イ：2月以内という条件に該当しない。
- ウ：人の資格と機械試験の省略条件は無関係である。
- エ：つり上げ荷重による一般的省略規定ではない。

総合解説：年次自主検査日前2月以内の性能検査、または自主検査日後2月以内に検査証満了となる場合が荷重試験省略のポイントである。

対象：2026-09-02

0116

デリック関係法令 > 点検・自主検査・補修 | 難易度：標準

問題：デリックの月例自主検査項目として特にデリックらしいものはどれか。

- ア．走行レールのスパンだけ
- イ．ガイロープを緊結している部分の異常の有無
- ウ．自動車のタイヤ空気圧
- エ．建物のエレベーター扉

答え・解説

正答：イ

- ア：デリック月例自主検査の代表的な固有項目ではない。
- イ：正しい。規則第120条は、ウインチ据付け状態やガイロープ緊結部などデリック固有の点検項目を列举している。
- ウ：固定式デリックの月例点検項目ではない。
- エ：デリックの点検対象ではない。

総合解説：デリックではガイロープやウインチ据付け状態が構造安定に直結する。

対象：2026-09-02

0117

デリック関係法令 > 点検・自主検査・補修 | 難易度：標準

問題：1年をこえる期間使用していなかったデリックを再び使用する場合の自主検査について正しいものはどれか。

- ア．休止期間中は検査不要なので、再開時も何も確認しなくてよい。
- イ．運転者免許を確認するだけでよい。
- ウ．使用を再び開始する際に自主検査を行う。
- エ．再開後1年経過してから初めて自主検査する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：再開時に自主検査が必要である。
- イ：機械の自主検査が必要である。
- ウ：正しい。規則第119条第2項の規定である。
- エ：再使用開始時に検査する必要がある。

総合解説：長期休止中は年次周期の検査を省略できるが、再使用開始時に安全状態を確認する。

対象：2026-09-02

0118

デリック関係法令 > 点検・自主検査・補修 | 難易度：標準

問題：屋外デリックで暴風後に作業を再開する前の点検が必要となる基準として正しいものはどれか。

- ア．瞬間風速10m/sをこえた後だけ
- イ．平均風速5m/sをこえた後だけ
- ウ．風速に関係なく、年に一度だけ
- エ．瞬間風速30m/sをこえる風が吹いた後

答え・解説

正答：エ

- ア：法令の数値基準ではない。
- イ：規則第122条の基準ではない。
- ウ：暴風後には臨時の点検が必要である。
- エ：正しい。規則第122条は、この場合や中震以上の地震後に各部分の異常の有無を点検するよう求めている。

総合解説：暴風時の事前措置と、暴風後の再開前点検の双方を区別して覚える。

対象：2026-09-02

0119

デリック関係法令 > 点検・自主検査・補修 | 難易度：応用

問題：デリックの自主検査・点検結果の記録について正しいものはどれか。

- ア．年次・月例・暴風後等の点検結果は3年間保存するが、規則第121条の作業開始前点検はこの記録保存規定の対象から除かれている。
イ．作業開始前点検だけを3年間保存し、年次・月例は保存不要。
ウ．すべての点検記録を永久保存する。
エ．自主検査の記録保存義務はない。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。規則第123条は第121条の点検を除く自主検査・点検結果について3年間保存を求めている。
イ：規定は逆である。
ウ：法定保存期間は3年間で、作業開始前点検は同条の対象外である。
エ：法令上3年間の保存義務がある。

総合解説：『作業開始前点検は第123条の3年保存対象外』という例外は細かな法令問題で問われやすい。

対象：2026-09-02

0120

デリック関係法令 > 点検・自主検査・補修 | 難易度：応用

問題：デリックの月例自主検査でワイヤロープに法令上問題となる異常を認めた。事業者の対応として正しいものはどれか。

- ア．次回の年次検査まで使用を継続する。
イ．直ちに補修する。
ウ．記録だけ残して補修はしない。
エ．運転者に注意を促すだけでよい。

答え・解説

正答：イ

- ア：異常を認めた場合は直ちに補修する必要がある。
イ：正しい。規則第124条は、自主検査又は点検で異常を認めた場合、直ちに補修するよう求めている。
ウ：記録と補修は別の義務である。
エ：機械の異常そのものを是正する必要がある。

総合解説：自主検査制度は、異常の発見だけでなく是正まで行って安全を維持する仕組みである。

対象：2026-09-02

0121

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 年次・月次・作業開始前の点検 | 難易度：基礎

問題：クレーンの年次定期自主検査の周期として正しいものはどれか。

- ア．2年以内ごとに1回
- イ．1月以内ごとに1回
- ウ．1年以内ごとに1回
- エ．3年以内ごとに1回

答え・解説

正答：ウ

ア：検査証有効期間と混同している。
イ：これは月例自主検査の周期である。
ウ：正しい。クレーン等安全規則第34条第1項の規定である。
エ：法定周期より長すぎる。

総合解説：年次自主検査は1年以内ごと、月例自主検査は1月以内ごとに行う。

対象：2026-09-02

0122

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 年次・月次・作業開始前の点検 | 難易度：基礎

問題：クレーンの月例定期自主検査の周期として正しいものはどれか。

- ア．1年以内ごとに1回
- イ．2年以内ごとに1回
- ウ．毎日1回だけ
- エ．1月以内ごとに1回

答え・解説

正答：エ

ア：年次自主検査の周期である。
イ：検査証の原則有効期間と混同している。
ウ：作業開始前点検と混同している。
エ：正しい。クレーン等安全規則第35条の規定である。

総合解説：法令問題では年次・月例・作業開始前の三つの点検制度を区別する。

対象：2026-09-02

0123 自主検査・玉掛用具・法定数値 > 年次・月次・作業開始前の点検 | 難易度：基礎

問題：クレーンの作業開始前点検項目として正しいものはどれか。

- ア．ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態
- イ．運転者の免許試験成績
- ウ．クレーン製造会社の資本金
- エ．その日の天気予報だけ

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。規則第36条は、巻過防止装置等の機能、ランウェイ・横行レールの状態、ワイヤロープ通過箇所の状態を挙げている。
- イ：機械の作業開始前点検項目ではない。
- ウ：安全点検項目ではない。
- エ：天候確認は重要でも、第36条の列举項目そのものではない。

総合解説：作業開始前点検では、その日の運転前に即時確認すべき機能と走行・ロープ経路の状態を確認する。

対象：2026-09-02

0124 自主検査・玉掛用具・法定数値 > 年次・月次・作業開始前の点検 | 難易度：基礎

問題：クレーンの月例自主検査項目に含まれるものはどれか。

- ア．運転者の視力だけ
- イ．配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無
- ウ．玉掛け作業者の勤務年数だけ
- エ．事業場の照明電気料金だけ

答え・解説 正答：イ

- ア：機械の月例自主検査項目ではない。
- イ：正しい。規則第35条第1項第4号に定められている。
- ウ：月例自主検査とは無関係である。
- エ：クレーン機器の異常点検ではない。

総合解説：月例自主検査では機械系だけでなく電気系の異常も確認する。

対象：2026-09-02

0125

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 年次・月次・作業開始前の点検 | 難易度：標準

問題：クレーンの年次自主検査における荷重試験について正しいものはどれか。

- ア．定格荷重の1.25倍で必ず行う。
- イ．定格荷重の1.27倍で地切りだけ行う。
- ウ．定格荷重に相当する荷をつり、つり上げ、走行、旋回、横行等を定格速度で行う。
- エ．無負荷で電源を入れるだけ。

答え・解説

正答：ウ

- ア：1.25倍は落成検査の荷重試験である。
- イ：これは安定度試験の考え方である。
- ウ：正しい。規則第34条第4項の試験方法である。
- エ：年次自主検査では原則荷重試験が必要である。

総合解説：落成検査・性能検査・年次自主検査では荷重条件が異なるため整理が必要である。

対象：2026-09-02

0126

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 年次・月次・作業開始前の点検 | 難易度：標準

問題：クレーンの年次自主検査で荷重試験を省略できる場合として正しいものはどれか。

- ア．自主検査日前1年以内に外観点検しただけのクレーン
- イ．運転者が免許を持つクレーン
- ウ．定格荷重が5t未満のクレーンすべて
- エ．自主検査日前2月以内に性能検査の荷重試験を行ったクレーン

答え・解説

正答：エ

- ア：2月以内の性能検査荷重試験という条件を満たさない。
- イ：人の資格は省略条件ではない。
- ウ：つり上げ荷重による一般的省略規定ではない。
- エ：正しい。規則第34条第3項ただし書の一つである。

総合解説：年次自主検査日と性能検査日の時間関係を正確に把握する。

対象：2026-09-02

0127

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 年次・月次・作業開始前の点検 | 難易度：標準

問題：クレーンの年次自主検査日から1.5か月後にクレーン検査証の有効期間が満了する。この場合の年次荷重試験について正しいものはどれか。

- ア．法令上の他の条件を満たせば、年次自主検査の荷重試験を省略できる。
- イ．検査証満了まで6月以内なら必ず省略できる。
- ウ．検査証満了が近いほど年次自主検査そのものを一切行わなくてよい。
- エ．検査証満了日と年次荷重試験には関係がない。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。自主検査日後2月以内に検査証の有効期間が満了するクレーンは省略対象となる。
- イ：法令の基準は2月以内である。
- ウ：省略対象は荷重試験であり、自主検査全体ではない。
- エ：2月以内という明文の関係がある。

総合解説：『自主検査全体の省略』と『荷重試験だけの省略』を混同しない。

対象：2026-09-02

0128

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 年次・月次・作業開始前の点検 | 難易度：標準

問題：クレーンを2か月間使用しなかった後、使用を再開する場合の月例自主検査について正しいものはどれか。

- ア．休止期間中に検査しなかったので、その後も永久に検査不要。
- イ．使用を再び開始する際に、月例自主検査の所定項目を検査する。
- ウ．再開後1年経過するまで検査不要。
- エ．運転者の免許証を確認すれば機械検査は不要。

答え・解説

正答：イ

- ア：再使用時の検査が必要である。
- イ：正しい。1月をこえる期間使用しない場合は休止期間中の月例検査は不要だが、再開時に検査が必要である。
- ウ：再開時に行う必要がある。
- エ：機械の自主検査が必要である。

総合解説：休止中の検査省略は、再開時の安全確認を条件とした制度である。

対象：2026-09-02

0129

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 年次・月次・作業開始前の点検 | 難易度：標準

問題：屋外クレーンで瞬間風速30m/sをこえる風が吹いた後に作業を再開する場合の点検について正しいものはどれか。

- ア．月例自主検査をしたばかりなら暴風後点検は不要。
- イ．年次自主検査の時期まで待ってから再開する。
- ウ．年次・月例の時期に関係なく、作業再開前にクレーン各部分の異常の有無を点検する。
- エ．運転者が異常を感じなければ法定点検は不要。

答え・解説

正答：ウ

- ア：暴風後点検は別の法定点検である。
- イ：再開前に点検する必要がある。
- ウ：正しい。規則第37条による臨時の暴風後点検である。
- エ：法令上、あらかじめ点検が必要である。

総合解説：定期検査とは別に、暴風・地震という異常事象後の臨時点検制度がある。

対象：2026-09-02

0130

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 年次・月次・作業開始前の点検 | 難易度：標準

問題：クレーンの自主検査・点検結果の記録保存について正しいものはどれか。

- ア．作業開始前点検だけ3年間保存し、年次・月例は不要。
- イ．すべての記録を10年間保存する。
- ウ．自主検査結果は記録しなくてよい。
- エ．年次・月例・暴風後等の点検結果は3年間保存するが、規則第36条の作業開始前点検は同条の記録保存対象から除かれる。

答え・解説

正答：エ

- ア：規定は逆である。
- イ：クレーン等安全規則上のこの保存期間は3年である。
- ウ：年次・月例等は記録・3年保存が必要である。
- エ：正しい。規則第38条の規定である。

総合解説：点検の実施義務と、記録保存義務の対象範囲は一致しない場合がある。

対象：2026-09-02

0131

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 年次・月次・作業開始前の点検 | 難易度：応用

問題：法定点検制度の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．年次は総合的な自主検査と原則荷重試験、月例は安全装置・ロープ・電気機器等の異常確認、作業開始前はその日の運転に直結する機能等を確認する。
イ．年次・月例・作業開始前はすべて同一内容で、周期だけ違う。
ウ．作業開始前点検をすれば年次・月例は不要。
エ．年次検査だけ行えば日常の状態変化は確認しなくてよい。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。各制度は周期と点検深度が異なり、重層的に安全を確保する。
イ：点検項目と目的は完全には同一でない。
ウ：各点検は独立した法定義務である。
エ：日々・月々の異常を把握する制度も必要である。

総合解説：法定点検は頻度と対象を変えながら多層的に機械の安全状態を確認する仕組みである。

対象：2026-09-02

0132

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 年次・月次・作業開始前の点検 | 難易度：応用

問題：クレーンは1年2か月使用していなかった。今から使用を再開し、その日の作業を開始したい。法令上の点検・検査の考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．休止中だったので、再開日は一切点検不要。
イ．再開時の年次自主検査を行い、必要な月例項目も確認し、さらにその日の作業開始前点検を行う。
ウ．作業開始前点検だけで年次・月例相当の再開検査を代替できる。
エ．運転免許保有者がいれば機械側の検査は不要。

答え・解説

正答：イ

- ア：再開時の検査義務がある。
イ：正しい。1年超休止後の再開には年次自主検査、1月超休止後には月例項目の検査、作業当日には開始前点検がそれぞれ必要となる。
ウ：それぞれ別の法定義務である。
エ：人の資格と機械点検は別制度である。

総合解説：休止後の再開では、複数の検査要件が同時に成立することがある。

対象：2026-09-02

0133 自主検査・玉掛用具・法定数値 > 玉掛用具の使用禁止・安全係数 | 難易度：基礎

問題：クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け用ワイヤロープに必要な安全係数はどれか。

- ア．3以上
- イ．4以上
- ウ．6以上
- エ．5以上

答え・解説 正答：ウ

ア：法定値として不足する。
イ：条件を満たすつりチェーンの基準と混同している。
ウ：正しい。クレーン等安全規則第213条により6以上が必要である。
エ：フック・シャックル等の基準と混同している。

総合解説：玉掛用具の安全係数は、ワイヤロープ6以上、フック・シャックル5以上など種類ごとに異なる。

対象：2026-09-02

0134 自主検査・玉掛用具・法定数値 > 玉掛用具の使用禁止・安全係数 | 難易度：基礎

問題：玉掛け用フック又はシャックルの安全係数として必要な値はどれか。

- ア．2以上
- イ．4以上
- ウ．6以上のみ
- エ．5以上

答え・解説 正答：エ

ア：法定値として不足する。
イ：つりチェーンの一部区分と混同している。
ウ：6以上は玉掛け用ワイヤロープの基準であり、フック・シャックルは5以上である。
エ：正しい。クレーン等安全規則第214条により5以上が必要である。

総合解説：玉掛用具の種類ごとの安全係数を正確に区別する。

対象：2026-09-02

0135

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 玉掛用具の使用禁止・安全係数 | 難易度：基礎

問題：玉掛け用ワイヤロープで使用禁止となる素線切断の基準として正しいものはどれか。

- ア．一よりの間で、フィラ線を除く素線数の10%以上が切断しているもの
- イ．一よりの間で1本でも切断していれば必ず使用禁止
- ウ．一よりの間で50%以上が切断した場合だけ
- エ．素線切断は使用可否に関係しない

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。規則第215条第1号の基準である。
- イ：法定基準は10%以上である。
- ウ：法定基準より大幅に緩い。
- エ：明確な使用禁止基準がある。

総合解説：『10%以上』が使用禁止基準であり、フィラ線は数から除かれる。

対象：2026-09-02

0136

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 玉掛用具の使用禁止・安全係数 | 難易度：標準

問題：玉掛け用ワイヤロープの直径が、公称径に比べてどの程度減少すると使用禁止となるか。

- ア．3%をこえるとき
- イ．7%をこえるとき
- ウ．5%をこえるとき
- エ．20%をこえるとき

答え・解説

正答：イ

- ア：法定基準より厳しすぎる。
- イ：正しい。規則第215条第2号は、公称径の7%をこえる直径減少を使用禁止としている。
- ウ：法定基準は7%超である。
- エ：法定基準より大幅に緩い。

総合解説：直径減少は『7%をこえる』場合が使用禁止であり、7%ちょうどの表現にも注意する。

対象：2026-09-02

0137 自主検査・玉掛用具・法定数値 > 玉掛用具の使用禁止・安全係数 | 難易度：標準

問題：玉掛け用ワイヤロープの状態として、法令上使用してはならないものはどれか。

- ア．適切に保管され、損傷のないもの
- イ．公称径の減少が3%で、他に異常のないもの
- ウ．キンクしているもの
- エ．素線切断がなく、著しい形崩れ・腐食もないもの

答え・解説 正答：ウ

- ア：使用禁止事由ではない。
- イ：3%だけでは第215条の直径減少基準には該当しない。
- ウ：正しい。キンクしたワイヤロープは規則第215条により使用禁止である。
- エ：使用禁止事由が示されていない。

総合解説：ワイヤロープは数値基準だけでなく、キンク、著しい形崩れ、腐食も使用禁止事由となる。

対象：2026-09-02

0138 自主検査・玉掛用具・法定数値 > 玉掛用具の使用禁止・安全係数 | 難易度：標準

問題：玉掛け用つりチェーンで、製造時の長さに対する伸びがどの程度をこえると使用禁止となるか。

- ア．1%
- イ．10%
- ウ．20%
- エ．5%

答え・解説 正答：エ

- ア：法定使用禁止基準ではない。
- イ：リンク断面直径減少の基準と混同している。
- ウ：法定基準より大きすぎる。
- エ：正しい。規則第216条第1号は、製造時の長さの5%をこえる伸びを使用禁止としている。

総合解説：つりチェーンは、伸び5%超、リンク断面直径減少10%超、き裂が使用禁止基準である。

対象：2026-09-02

0139

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 玉掛用具の使用禁止・安全係数 | 難易度：標準

問題：玉掛け用つりチェーンで、リンク断面の直径が製造時からどの程度減少すると使用禁止となるか。

- ア．10%をこえるとき
- イ．5%をこえるとき
- ウ．7%をこえるとき
- エ．25%をこえるとき

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。規則第216条第2号の基準である。
イ：伸びの基準と混同している。
ウ：ワイヤロープ直径減少の基準と混同している。
エ：法定基準より緩すぎる。

総合解説：ワイヤロープの7%と、つりチェーンリンク断面の10%を区別する。

対象：2026-09-02

0140

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 玉掛用具の使用禁止・安全係数 | 難易度：標準

問題：玉掛け用のフック、シャックル、リング等の金具について、法令上使用してはならないものはどれか。

- ア．製造番号が刻印されているもの
- イ．変形しているもの又はき裂があるもの
- ウ．適正な使用荷重範囲で用いる新品
- エ．外観上異常がなく安全係数も満たすもの

答え・解説

正答：イ

ア：それ自体は使用禁止事由ではない。
イ：正しい。規則第217条は、変形又はき裂がある金具の使用を禁止している。
ウ：使用禁止事由ではない。
エ：使用禁止条件が示されていない。

総合解説：金具は安全係数だけでなく、実際の変形・き裂の有無も使用可否判断に重要である。

対象：2026-09-02

0141 自主検査・玉掛用具・法定数値 > 玉掛用具の使用禁止・安全係数 | 難易度：応用

問題：玉掛け用つりチェーンの安全係数について最も適切な説明はどれか。

- ア．すべてのつりチェーンは一律6以上である。
- イ．すべてのつりチェーンは一律3以上である。
- ウ．所定の強度・伸び等の条件を満たすつりチェーンは4以上、それ以外は5以上である。
- エ．つりチェーンには安全係数の規定がない。

答え・解説 正答：ウ

- ア：6以上は玉掛け用ワイヤロープの基準である。
- イ：法定値として不足する。
- ウ：正しい。規則第213条の2はつりチェーンを二つの区分に分け、安全係数4又は5を定めている。
- エ：規則第213条の2に明文規定がある。

総合解説：安全係数は玉掛用具の材質・種類によって異なり、つりチェーンでは材料性能による区分がある。

対象：2026-09-02

0142 自主検査・玉掛用具・法定数値 > 玉掛用具の使用禁止・安全係数 | 難易度：応用

問題：安全係数6.5の玉掛け用ワイヤロープに著しい腐食が認められた。使用可否として正しいものはどれか。

- ア．安全係数が6以上なので、腐食の程度に関係なく使用できる。
- イ．安全係数を5に下げれば使用できる。
- ウ．腐食がある場合は安全係数を計算してはならないので自由に使用できる。
- エ．安全係数を満たしていても、著しい腐食があるため使用してはならない。

答え・解説 正答：エ

- ア：著しい腐食は独立した使用禁止事由である。
- イ：安全係数を下げても腐食による禁止は解消しない。
- ウ：不適格ワイヤロープの使用禁止規定が適用される。
- エ：正しい。安全係数を満たすことと、不適格状態に該当しないことの両方が必要である。

総合解説：玉掛用具の適否は、安全係数と外観・損傷基準を別々に満たしているか確認する。

対象：2026-09-02

0143

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 記録保存・検査周期・法定数値 | 難易度：基礎

問題：クレーン又はデリックの年次・月例自主検査等の法定記録保存期間として正しいものはどれか。

- ア．3年間
- イ．6か月
- ウ．1年間
- エ．10年間

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。クレーンは規則第38条、デリックは第123条により、対象となる自主検査等の結果を3年間保存する。
イ：法定期間より短い。
ウ：法定期間は3年である。
エ：この規定の保存期間ではない。

総合解説：法令問題では、検査周期1年・1月と記録保存3年を分けて覚える。

対象：2026-09-02

0144

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 記録保存・検査周期・法定数値 | 難易度：基礎

問題：クレーン及びデリックの落成検査後の検査証について、原則の有効期間はどれか。

- ア．1月
- イ．2年
- ウ．1年
- エ．5年

答え・解説

正答：イ

ア：月例自主検査周期と混同している。
イ：正しい。クレーン検査証、デリック検査証とも落成時は原則2年である。
ウ：年次自主検査周期と混同している。
エ：法定の原則有効期間ではない。

総合解説：『検査証2年、年次1年、月例1月』は頻出の数値セットである。

対象：2026-09-02

0145

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 記録保存・検査周期・法定数値 | 難易度：標準

問題：クレーン又はデリックの落成検査における荷重試験で、定格荷重200t以下の場合の原則試験荷重はどれか。

- ア．定格荷重の1.00倍
- イ．定格荷重の1.10倍
- ウ．定格荷重の1.25倍
- エ．定格荷重の1.50倍

答え・解説

正答：ウ

ア：年次自主検査等の荷重試験条件と混同している。
イ：法定の原則倍率ではない。
ウ：正しい。クレーン・デリックとも、落成時の荷重試験は原則1.25倍である。
エ：法定倍率より大きい。

総合解説：1.25倍は落成荷重試験の基本数値である。

対象：2026-09-02

0146

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 記録保存・検査周期・法定数値 | 難易度：標準

問題：クレーン又はデリックの巻過防止装置の調整間隔について正しい組合せはどれか。

- ア．一般型0.05m以上、直働式0.25m以上
- イ．一般型0.10m以上、直働式0.10m以上
- ウ．一般型1.8m以上、直働式0.6m以上
- エ．一般型0.25m以上、直働式0.05m以上

答え・解説

正答：エ

ア：一般型と直働式の数値が逆である。
イ：法定基準と異なる。
ウ：歩道等の別の法定数値と混同している。
エ：正しい。クレーン・デリックともこの数値基準が定められている。

総合解説：0.25mと0.05mは安全装置分野の代表的な数値問題である。

対象：2026-09-02

0147

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 記録保存・検査周期・法定数値 | 難易度：標準

問題：クレーン・デリック関係の代表的な重量基準の整理として正しいものはどれか。

- ア．通常クレーンの特定機械等は3t以上、デリックは2t以上、運転の就業制限はともに原則5t以上、玉掛けの就業制限は1t以上
- イ．すべて一律5t以上
- ウ．クレーン2t、デリック3t、玉掛け5t
- エ．機械能力は法令上すべて実荷重だけで判断する

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。機械手続、運転資格、玉掛け資格で基準値が異なる。
- イ：各制度で基準値が異なる。
- ウ：複数の数値が逆・誤りである。
- エ：つり上げ荷重を基準とする規定が多い。

総合解説：3t・2t・5t・1tのどの制度の数値かを文脈から判別することが重要である。

対象：2026-09-02

0148

自主検査・玉掛用具・法定数値 > 記録保存・検査周期・法定数値 | 難易度：標準

問題：クレーン・デリックの強風関係規定について最も適切な説明はどれか。

- ア．30m/s未満ならどんな状況でも作業中止してはならない。
- イ．瞬間風速30m/s超のおそれ又はその後の点検に数値基準がある一方、作業中止は30m/s未満でも危険が予想されれば必要である。
- ウ．強風関係の規定には一切数値基準がない。
- エ．30m/sを超えた場合だけ定格荷重制限がなくなる。

答え・解説

正答：イ

- ア：危険が予想されれば数値未満でも中止する。
- イ：正しい。30m/sは特定の暴風措置・暴風後点検に関する数値で、作業中止は危険予想を基準とする。
- ウ：30m/sという明文基準がある。
- エ：風速と過負荷制限解除は無関係である。

総合解説：数値基準とリスク判断基準を混同しないことが重要である。

対象：2026-09-02

0149 自主検査・玉掛用具・法定数値 > 記録保存・検査周期・法定数値 | 難易度：応用

問題：法定数値の組合せとしてすべて正しいものはどれか。

- ア．検査証1年・記録2年・ワイヤロープ5以上・フック6以上
- イ．検査証3年固定・記録1年・ワイヤロープ4以上・フック4以上
- ウ．検査証原則2年・自主検査記録3年・玉掛け用ワイヤロープ安全係数6以上・フック安全係数5以上
- エ．検査証5年・記録10年・ワイヤロープ3以上・フック2以上

答え・解説 正答：ウ

- ア：各数値が複数箇所で誤っている。
- イ：法定数値と一致しない。
- ウ：正しい。いずれも現行クレーン等安全規則の代表的な法定数値である。
- エ：いずれも現行基準ではない。

総合解説：異なる章にある数値を横断的に整理すると、法令総合問題に強くなる。

対象：2026-09-02

0150 自主検査・玉掛用具・法定数値 > 記録保存・検査周期・法定数値 | 難易度：応用

問題：落成検査後1年が経過したクレーンで年次自主検査を実施し、その記録を保存する。検査証は原則有効であると仮定した場合、法令上の整理として最も適切なものはどれか。

- ア．検査証が2年有効なので、その間は年次自主検査不要。
- イ．年次自主検査を行えば検査証の有効期間が自動的に3年延びる。
- ウ．記録は検査証の有効期間と同じ2年間だけ保存すればよい。
- エ．年次自主検査は1年以内ごとに実施し、その対象記録は3年間保存し、検査証の原則有効期間2年とは別に管理する。

答え・解説 正答：エ

- ア：検査証有効期間と年次自主検査義務は別である。
- イ：検査証更新には性能検査等の制度がある。
- ウ：自主検査等の対象記録は3年間保存する。
- エ：正しい。年次検査周期、記録保存期間、検査証有効期間はそれぞれ独立した法定期間である。

総合解説：期間規定は互いに代替せず、機械の検査・記録・検査証をそれぞれ管理する必要がある。

対象：2026-09-02